

公共施設等 総合管理計画

《令和3年度改訂版》



平成29年3月策定
令和4年3月改訂

妹背牛町

目 次

I. 基本方針	1
第1章 計画の概要	3
1. 計画の背景と目的	3
2. 計画の位置づけ	4
3. 計画の期間	4
4. 対象施設等	5
第2章 公共施設等の現況と将来の見通し	6
1. 公共施設等の現況	6
2. 人口の現況と将来の見通し	15
3. 財政の現況	16
4. 公共施設等の大規模改修・更新に係る将来の費用の見通し	18
5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題	26
第3章 公共施設マネジメント基本方針	27
1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	27
2. 基本方針	27
3. 公共施設等のマネジメント方針	28
4. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針	35
5. 基本目標	35
第4章 推進方策	37
1. 公共施設等総合管理計画のフォローアップ	37
2. 推進体制	37
3. 計画の進行管理	37
4. 地方公会計制度の活用	38
II. 施設類型別基本方針	39
第1章 公共施設のマネジメント方針	41
1. 町民文化系施設	41
2. 社会教育系施設	41
3. スポーツ・レクリエーション系施設	42

4. 産業系施設	43
5. 学校教育系施設	44
6. 子育て支援施設	44
7. 保健・福祉施設	45
8. 医療施設	46
9. 行政系施設	47
10. 公営住宅等	48
11. 公園	49
12. その他公共施設	50
第2章 インフラのマネジメント方針	51
1. 道路	51
2. 橋りょう	51
3. 簡易水道	51
4. 農業集落排水	52

I. 基本方針

第1章 計画の概要

1. 計画の背景と目的

わが国では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、昭和の高度成長期に多くの公共施設を建設してきました。これらの公共施設については、人口減少基調と少子高齢化に伴い今後の利用需要が変化していくことに加え、過去に建設された施設やインフラは、大量に更新時期を迎える一方で、財政は依然として厳しい状況にあります。

本町においても同様の状況がみられ、現在ある公共施設を効果的かつ効率的に活用すること、また必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組が必要不可欠となっています。また、施設やインフラについては、計画的かつ効率的な維持管理・補修を継続的に実施し、財政の平準化を諮っていく必要があります。

平成25(2013)年11月に国の「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、その中で地方公共団体の役割である行動計画が盛り込まれており、平成26(2014)年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」には公共施設等総合管理計画の策定要請が示されました。

その後、国では平成30年2月27日に「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を行うとともに、令和3年1月26日には「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」を発出し、これまで自治体が策定した公共施設等総合管理計画の見直しが図られることとなりました。

また他方、令和2年に政府は2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

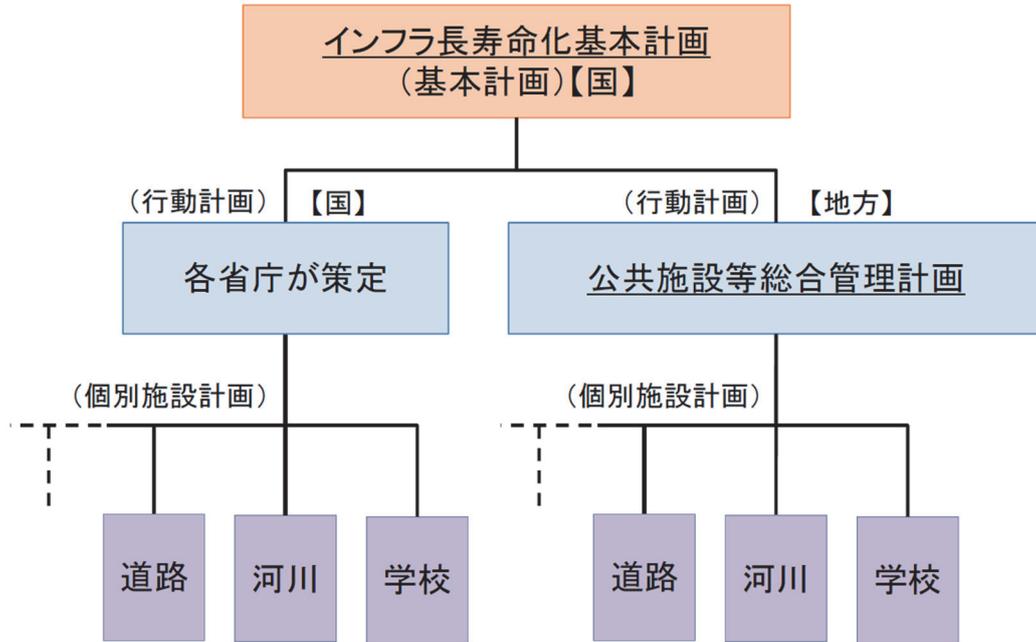
これらの内容に適切に対応するため本計画を改訂し、今後も本町にある公共施設を効果的かつ効率的に活用するとともに、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるための取組を推進します。

対象施設の調査については、統一的な基準による地方公会計の整備に伴い作成された固定資産台帳を基に行い、平成27年度に策定した「妹背牛町人口ビジョン」や既存の各種計画や事業等に示されている公共施設等の管理や運営等に関する施策との整合性を図りながら、策定を進めていくこととします。



2. 計画の位置づけ

本計画は、平成25年11月に、国で決定された「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体における策定が期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、公共施設等の一体的なマネジメントの方針を示すものとして策定しました。



平成26年4月22日総務省自治財政局財務調査課資料より

3. 計画の期間

公共施設等の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であることから、40年間の将来推計に基づき、計画期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とします。

また、町の最上位計画である「妹背牛町総合振興計画」や平成27年度に策定した「妹背牛町人口ビジョン」を活用していくこととします。

平成 22年度	～	平成 28年度	平成 29年度	令和 元年度	令和 2年度	～	令和 8年度	～	令和 11年度	～	令和 42年度
第8次妹背牛町総合振興計画 (平成22年度～令和元年度)				第9次妹背牛町総合振興計画 (令和2年度～令和11年度)							
妹背牛町人口ビジョン (平成28年度～令和42年度)											
			妹背牛町公共施設等総合管理計画 (平成29年度～令和8年度)								

4. 対象施設等

本計画の対象施設は、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ、公営住宅、小中学校、町民利用施設、庁舎等の公共施設（普通財産を含む）とし、既存施設だけでなく、今後の新設を行う施設も対象とします。

区分	大分類	中分類
公共施設	町民文化系施設	集会施設
	社会教育系施設	博物館等
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
		レクリエーション施設・観光施設
	産業系施設	産業系施設
	学校教育系施設	学校
		その他教育施設
	子育て支援施設	保育施設
	保健・福祉施設	高齢福祉施設
	医療施設	医療施設
		その他医療施設
	行政系施設	庁舎等
		その他行政系施設
公営住宅等	公営住宅等	
公園	公園	
その他公共施設	その他公共施設	
インフラ	道路	道路
		橋りょう
	上下水道	簡易水道
		農業集落排水

第2章 公共施設等の現況と将来の見通し

1. 公共施設等の現況

(1) 公共施設の現況

①施設分類別の保有状況

令和3年度末時点(見込)で本町が保有している公共施設は57施設、総延床面積61,528.61㎡です。このうち、公営住宅等(27.1%)、学校教育系施設(20.1%)、スポーツ・レクリエーション系施設(15.1%)の3つの施設分類で公共施設の総延床面積の62.3%を占めています。

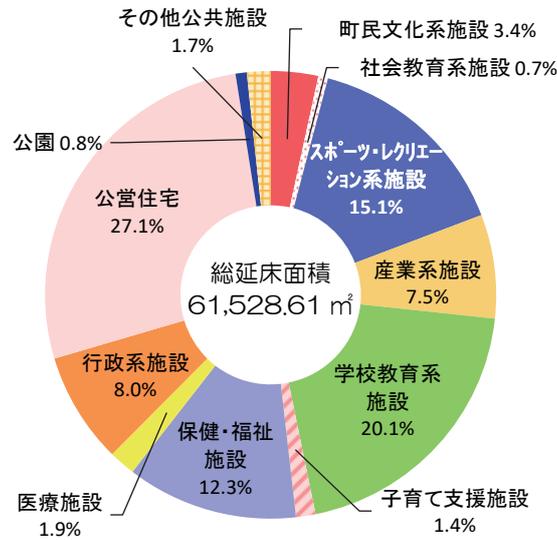
大分類/中分類	平成28年度			令和3年度		
	施設数	延床面積 (㎡)	面積割合 (%)	施設数	延床面積 (㎡)	面積割合 (%)
町民文化系施設	4	2,073.37	3.4	4	2,073.37	3.4
集会施設	3	538.26	0.9	3	538.26	0.9
文化施設	1	1,535.11	2.5	1	1,535.11	2.5
社会教育系施設	1	448.84	0.7	1	448.84	0.7
スポーツ・レクリエーション系施設	5	9,228.97	15.4	5	9,286.57	15.1
スポーツ施設	4	7,095.45	11.9	4	7,095.45	11.5
保養施設	1	2,133.52	3.5	1	2,191.12	3.6
産業系施設	5	4,981.66	8.3	4	4,623.36	7.5
学校教育系施設	4	12,356.19	20.6	4	12,356.19	20.1
学校	2	12,048.16	20.1	2	12,048.16	19.6
その他教育施設	2	308.03	0.5	2	308.03	0.5
子育て支援施設	1	678.25	1.1	2	874.27	1.4
保健・福祉施設	5	6,810.41	11.3	7	7,585.10	12.3
高齢福祉施設	4	6,161.66	10.2	4	6,161.66	10.0
その他保健福祉施設	1	648.75	1.1	3	1,423.44	2.3
医療施設	1	1,169.94	1.9	1	1,169.94	1.9
行政系施設	8	4,597.80	7.6	8	4,893.65	8.0
庁舎等	1	2,644.45	4.4	1	2,697.01	4.4
その他行政系施設	7	1,953.35	3.2	7	2,196.64	3.6
公営住宅等	15	16,413.54	27.3	15	16,690.62	27.1
公園	1	426.19	0.7	1	483.79	0.8
その他公共施設	5	1,042.91	1.7	5	1,042.91	1.7
合計	55	60,228.07	100.0	57	61,528.61	100.0

※各施設に付帯する施設等については、施設と付帯施設で1施設と計上しています。

※公営住宅、教員住宅、職員住宅については、地区ごとに1施設と計上しています。

※平成28年度：平成28年12月末現在、令和3年度：令和4年3月末現在

■保有している公共施設の施設分類別延床面積の割合



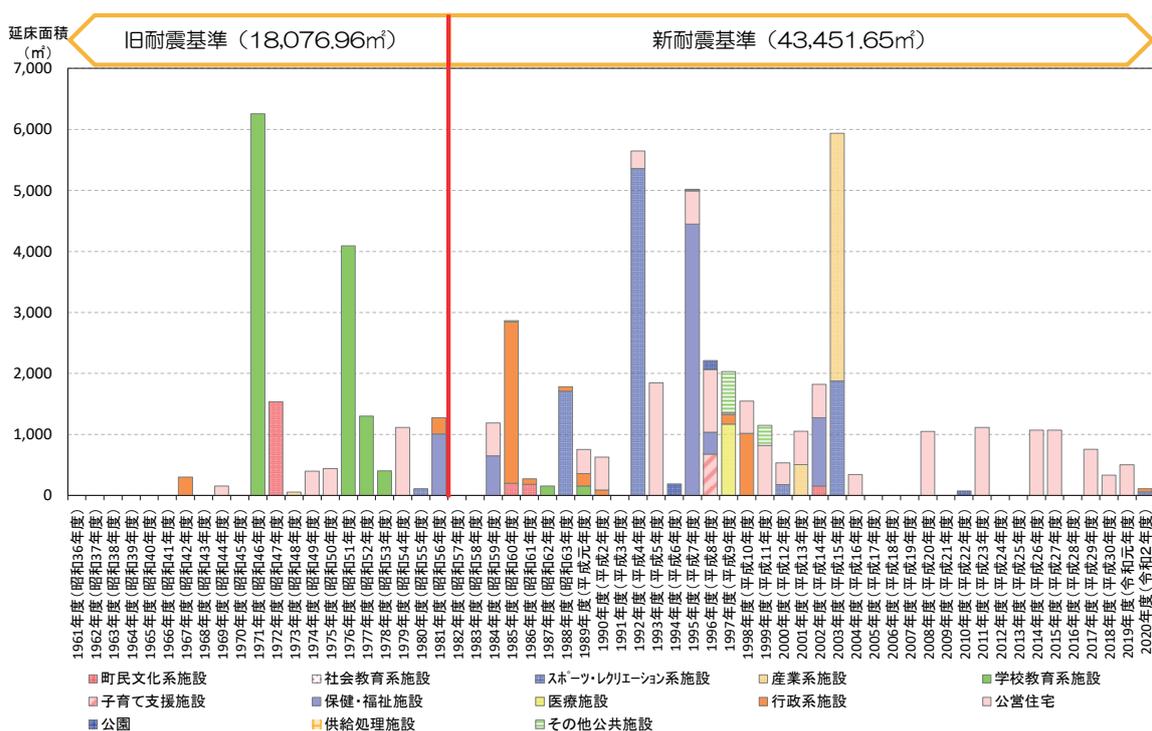
※令和4年3月末現在

②公共施設の整備状況

本町では、昭和40年代に妹背牛小学校、公営住宅や町民会館など整備され、昭和50年代には、妹背牛中学校や老人福祉センターなどが整備されてきました。平成に入ってから、平成4年には総合体育館、平成7年には老人保健施設りづれ、平成15年には米穀乾燥調製貯蔵施設など整備されてきました。

昭和56年6月以前に建築された旧耐震基準の施設は18,076.96㎡、昭和57年度以降の新耐震基準で建築された施設は43,451.65㎡となっています。

■公共施設の建築年度別延床面積

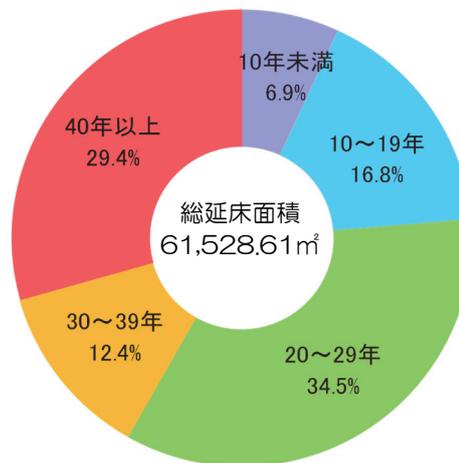


③公共施設の経過年数の状況

本町が保有している公共施設は、令和4年3月末現在、建築後40年を経過した施設が29.5%あり、10年後には42.0%になると見込まれます。

■経過年数別延床面積

経過年数	延床面積 (㎡)	割合 (%)
10年度未満	4,233.43	6.9
10～19年	10,341.61	16.8
20～29年	21,230.52	34.5
30～39年	7,646.09	12.4
40年以上	18,076.96	29.4
合計	61,528.61	100.0

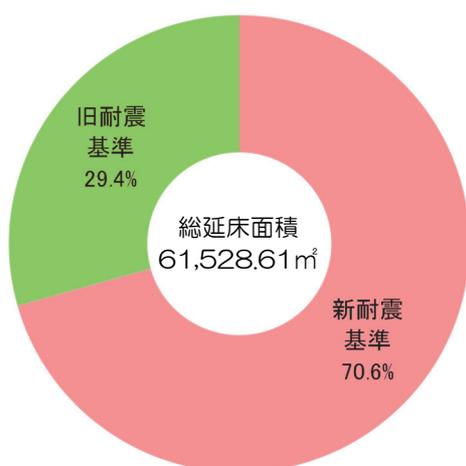


※令和4年3月末現在

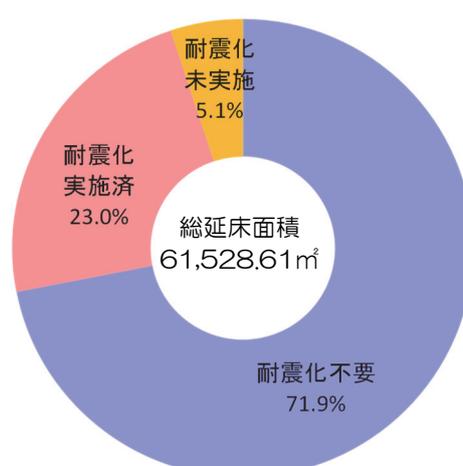
④公共施設の耐震化状況

公共施設のうち、新耐震基準で建設された建物の総延床面積は全体の70.6%、旧耐震基準は29.4%です。耐震化の状況は、耐震化不要が71.9%、耐震化実施済は23.0%で、合計94.9%の建物が耐震性を有しています。

■耐震基準別延床面積



■耐震化の状況



※令和4年3月末現在

⑤減価償却率の推移

減価償却率の推移を全体で見ると、平成27年度の52.6%から令和2年度には61.8%となっており、平成27年度から減価償却が進んでいることがうかがえます。

令和2年度の減価償却率を大分類で見ると、社会教育系施設及び子育て支援施設は100.0%で税法上の耐用年数を迎えているほか、町民文化系施設は95.2%と高い状況です。

大分類	減価償却率 (%)		
	平成27年度 (A)	令和2年度 (B)	差異 (B-A)
町民文化系施設	83.0	95.2	12.2
社会教育系施設	100.0	100.0	0.0
スポーツ・レクリエーション系施設	54.0	69.8	15.8
産業系施設	36.3	51.9	15.6
学校教育系施設	77.0	86.5	9.5
子育て支援施設	82.8	100.0	17.2
保健・福祉施設	39.9	50.6	10.7
医療施設	48.6	64.8	16.2
行政系施設	60.3	68.3	8.0
公営住宅等	45.3	42.5	-2.8
公園	62.8	77.6	14.8
その他公共施設	51.0	71.7	20.7
合計	52.6	61.8	9.2

※平成27年度：平成28年2月末現在、令和2年度：令和3年3月末現在

⑥過去に行った対策の実績

本計画策定時から令和3年度改訂版の策定までに実施した主な対策の概要は以下のとおりです。

年度	主な内容	
平成28年度	・総合体育館アリーナ照明LED化	・北斗団地D棟建設
平成29年度	・役場庁舎照明LED化 ・農産加工施設屋上防水等改修 ・総合体育館アリーナ修繕	・認定こども園妹背牛保育所屋上改修 ・稲穂団地A1棟、A2棟建設
平成30年度	・役場庁舎照明LED化 ・つつじ団地長寿命化工事	・稲穂団地B棟建設
令和元年度	・米穀乾燥調製貯蔵施設機械設備工事 ・農業者トレーニングセンター土入れ替え	・公営住宅稲穂団地C棟建設 ・西陽地域優良賃貸住宅 ・みどり公園団地屋根外壁改修
令和2年度	・生活支援ハウス改修 ・認定こども園妹背牛保育所グラウンド排水設備改修 ・東雲団地長寿命化改修 ・妹背牛特公賃住宅長寿命化改修	・みどり公園団地屋根外壁改修 ・白樺団地屋根改修 ・役場庁舎等非常用発電設備建設 ・農業者トレーニングセンター防球ネット入れ替え
令和3年度	・農業者トレーニングセンター照明LED化 ・認定こども園妹背牛保育所プールサイド改修	・カーリングホール照明LED化 ・農村運動公園更衣室、販売所整備 ・みどり公園団地屋根外壁改修 ・公営住宅稲穂団地D棟建設

(2) インフラの現況

①道路

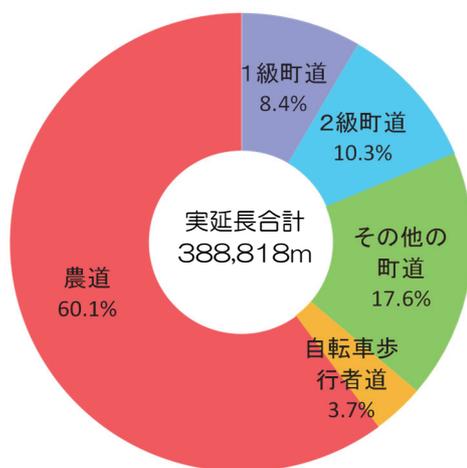
本町が管理している道路は、幹線町道、その他の町道、自転車歩行者道及び農道の合計で約389kmです。実延長では農道が約234kmで全体の60.1%と最も長く、面積割合ではその他の町道が約47.7万㎡で31.2%を占めています。

■道路分類別道路延長及び道路面積

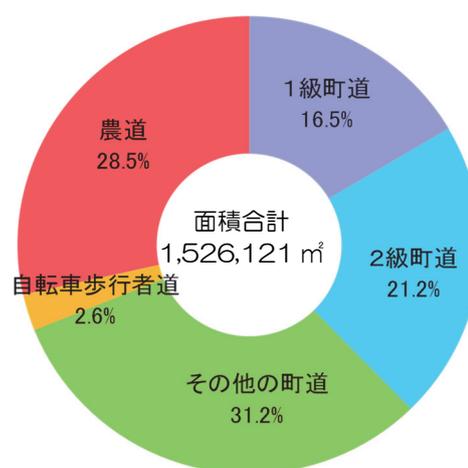
分類	延長 (m)	延長割合 (%)	面積 (㎡)	面積割合 (%)
1級町道	32,685	8.4	251,837	16.5
2級町道	39,912	10.3	323,627	21.2
その他の町道	68,294	17.6	476,727	31.2
自転車歩行者道	14,251	3.7	39,140	2.6
農道	233,676	60.1	434,790	28.5
合計	388,818	100.0	1,526,121	100.0

※令和4年3月末現在

■道路分類別延長割合



■道路分類別面積割合



※令和4年3月末現在

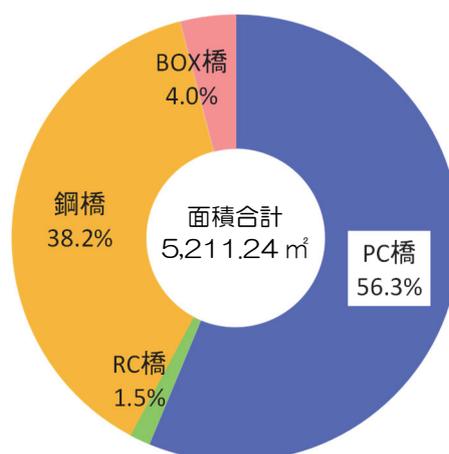
②橋りょう

本町が所有・管理している橋りょうは農道橋りょうを含め50橋で、その面積は合計で5,211.24㎡となっています。構造別の面積では、PC橋が2,930.10㎡、鋼橋が1,991.60㎡で橋りょう全体の94.5%を占めています。

■構造別橋りょう数及び面積

構造	橋りょう数	面積 (㎡)	面積割合 (%)
PC 橋	31	2,930.10	56.3
RC 橋	6	79.41	1.5
鋼橋	7	1,991.60	38.2
BOX 橋	6	210.13	4.0
計	50	5,211.24	100.0

※令和4年3月末現在

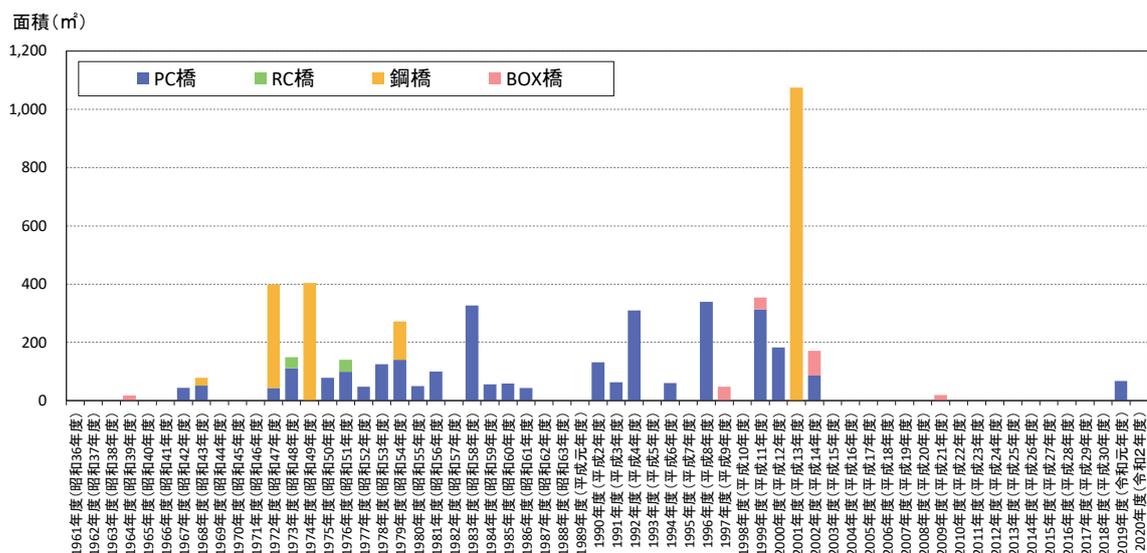


※令和4年3月末現在

橋りょうの整備年度をみると、昭和39年にBOX橋が整備されて以降、PCやRC橋りょうは整備が行われ、昭和49年には403㎡の大きな鋼橋の整備が行われました。平成に入ってから合計面積2,753.80㎡、令和では合計面積67.5㎡の橋りょうが整備されています。

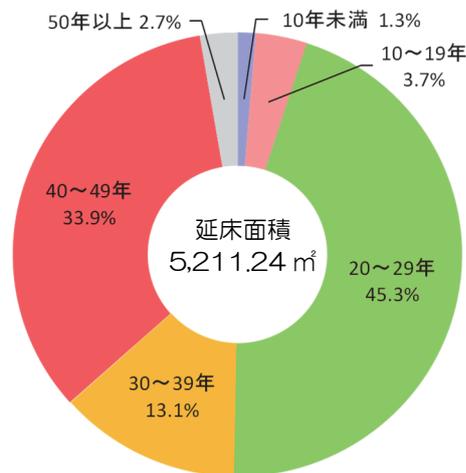
橋りょうの老朽度をみると、令和4年3月末現在、建築後50年以上の橋りょうは2.7%ですが、10年後には36.6%、20年後には49.7%となります。

■整備年度別橋りょう面積



■経過年数別橋りょう面積

経過年数	面積 (㎡)	割合 (%)
10年未満	67.50	1.3
10～19年	190.26	3.7
20～29年	2,368.07	45.3
30～39年	680.60	13.1
40～49年	1,764.79	33.9
50年以上	140.02	2.7
合計	5,211.24	100.0



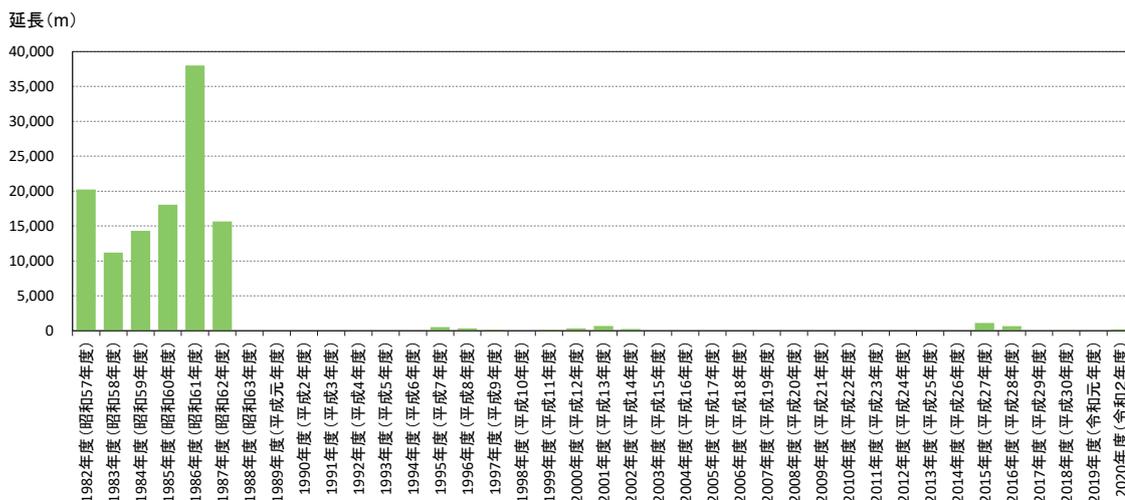
※令和4年3月末現在

③簡易水道

本町は、北空知広域水道企業団から水道水の供給を受けており、配水管を通じて町内に水道用水が供給されています。水道の管路として総延長約120kmの配水管が整備されており、普及率は83.1%で、北海道全体の普及率98.1%（平成31年3月末現在）より低い状況です。

敷設から30年以上経過している管路は全体の96.5%を占めており、今後老朽化対策に関する費用の平準化を考慮しながら、更新を行っていく必要があります。

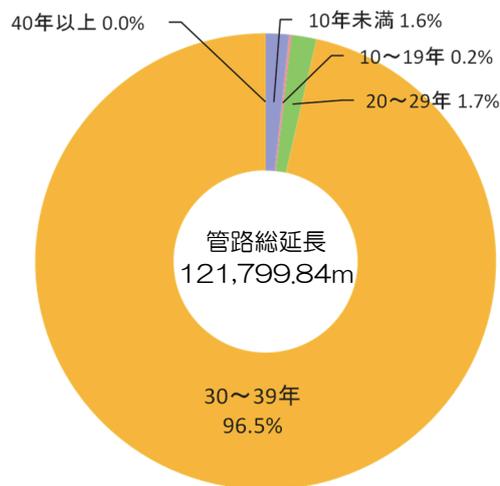
■整備年度別管路延長



■経過年数別管路延長

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	2,000.89	1.6
10～19年	218.64	0.2
20～29年	2,103.36	1.7
30～39年	117,476.95	96.5
合計	121,799.84	100.0

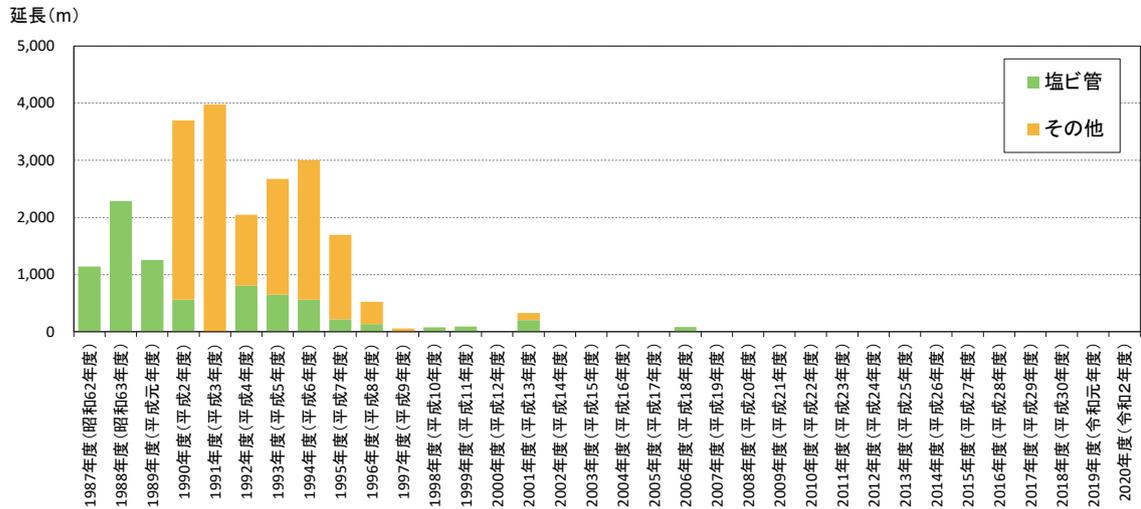
※令和4年3月末現在



④下水道

本町は、浄化センター（1施設）及びポンプステーション（4か所）が整備されています。下水道の管路は総延長約23kmが敷設され、うち35.2%が塩ビ管となっています。管路の整備年度をみると、敷設から30年以上経過している管路が、全体の53.9%となっています。

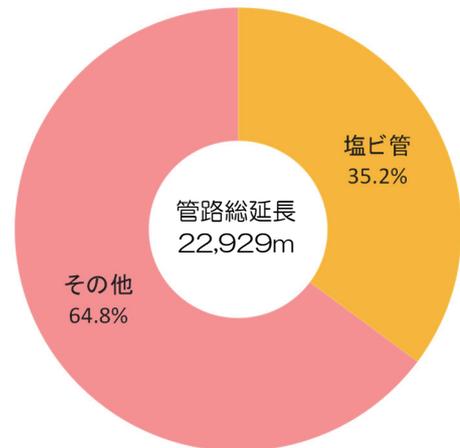
■整備年度別管路延長



■管種別管路延長

種類	延長 (m)	割合 (%)
塩ビ管	8,064	35.2
その他	14,865	64.8
合計	22,929	100.0

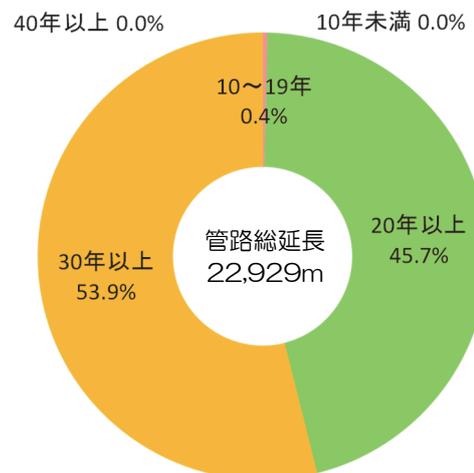
※令和4年3月末現在



■経過年数別管路延長

経過年数	延長 (m)	割合 (%)
10年未満	0	0.0
10～19年	84	0.4
20～29年	10,489	45.7
30年以上	12,356	53.9
合計	22,929	100.0

※令和4年3月末現在



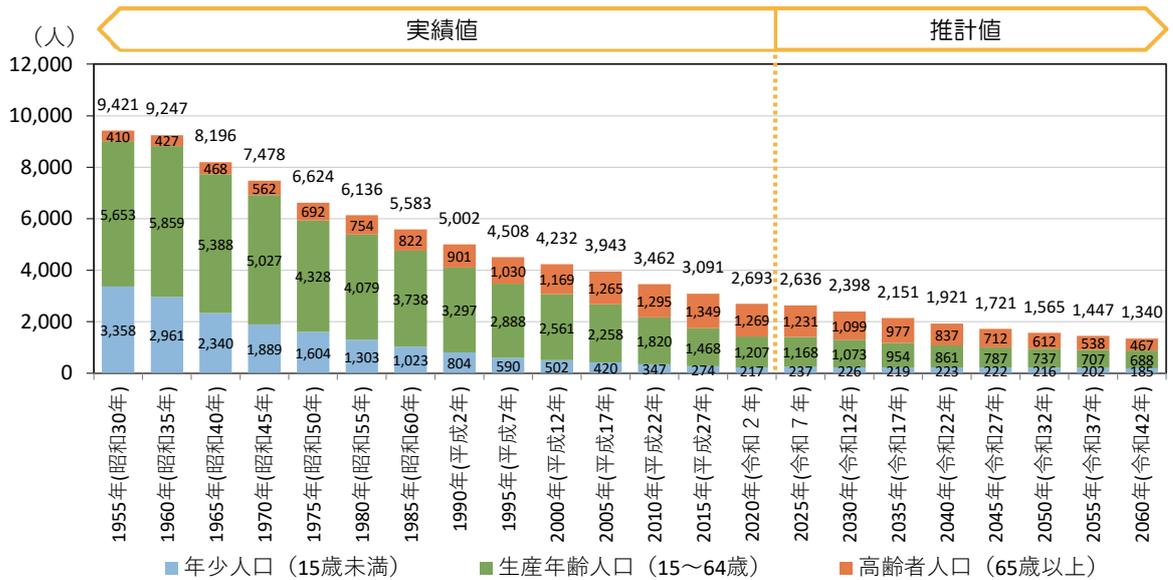
2. 人口の現況と将来の見通し

本町の人口は、昭和30年の9,421人から徐々に人口減少が続いており、令和2年に実施された国勢調査における総人口は2,693人でピークの約3分の1となっています。

妹背牛町人口ビジョンによると、今後も人口の減少傾向は続き、令和42年には1,340人になると推計されています。

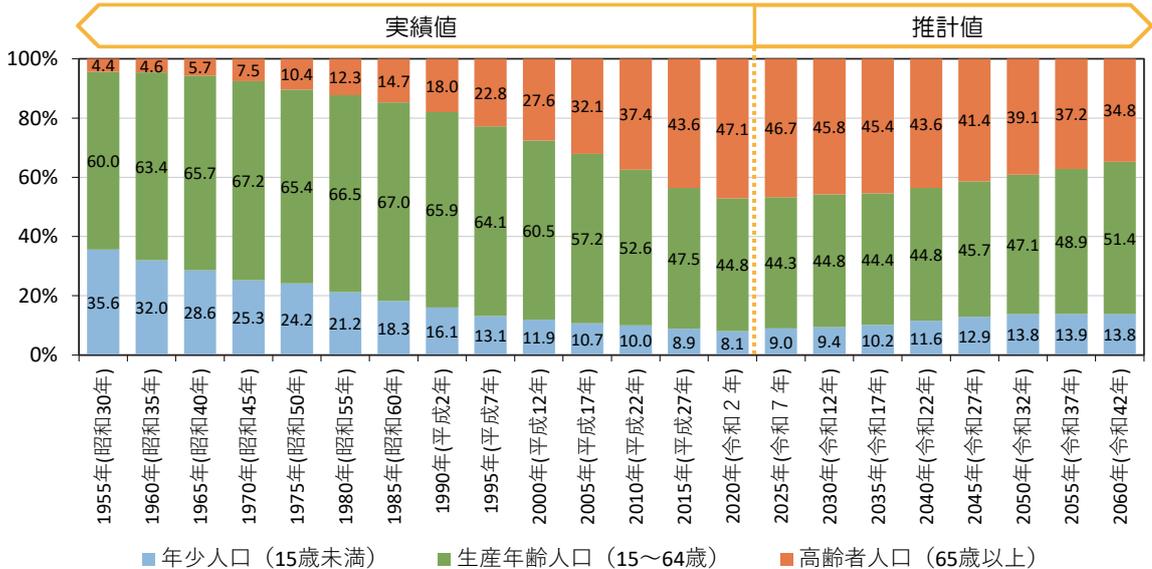
年齢3区分別人口割合の推移をみると、高齢者人口の割合が増加傾向にあり、平成27年の高齢化率は43.6%と非常に高くなっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



※令和2年まで：国勢調査、令和7年以降：推計値（妹背牛町人口ビジョン）

■年齢3区分別人口割合の推移



※令和2年まで：国勢調査、令和7年以降：推計値（妹背牛町人口ビジョン）

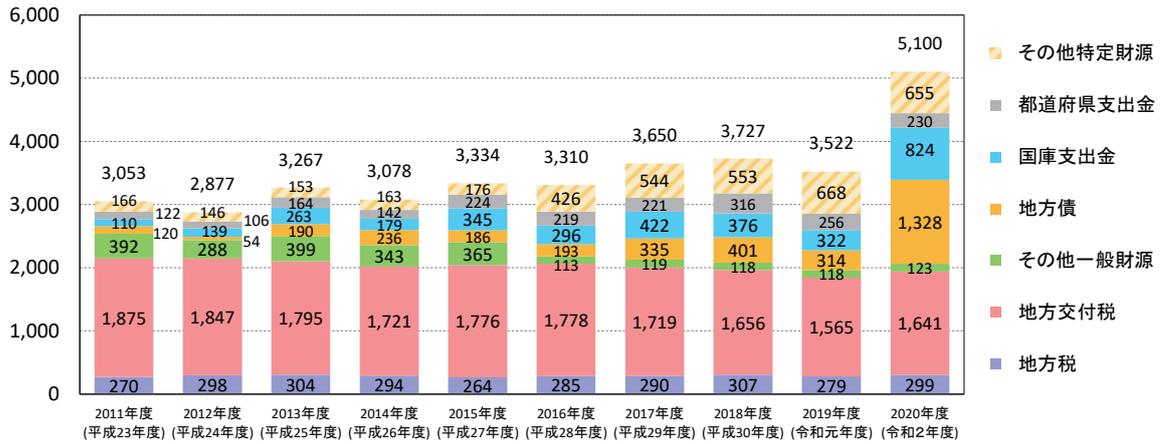
3. 財政の現況

(1) 歳入

令和元年まで歳入総額は増加傾向がみられ、平成23年度の約30億5千万円に対して令和元年度は約35億2千万円となりました。令和2年度の歳入総額は約51億円で令和元年と比べて大きく増加しており、新型コロナウイルス対策として国庫支出金が増加したことや、国営事業の一括償還に向けた地方債による対応が主な要因となっています。

■歳入決算額の推移（一般会計）

(百万円)



出典：妹背牛町

(2) 歳出

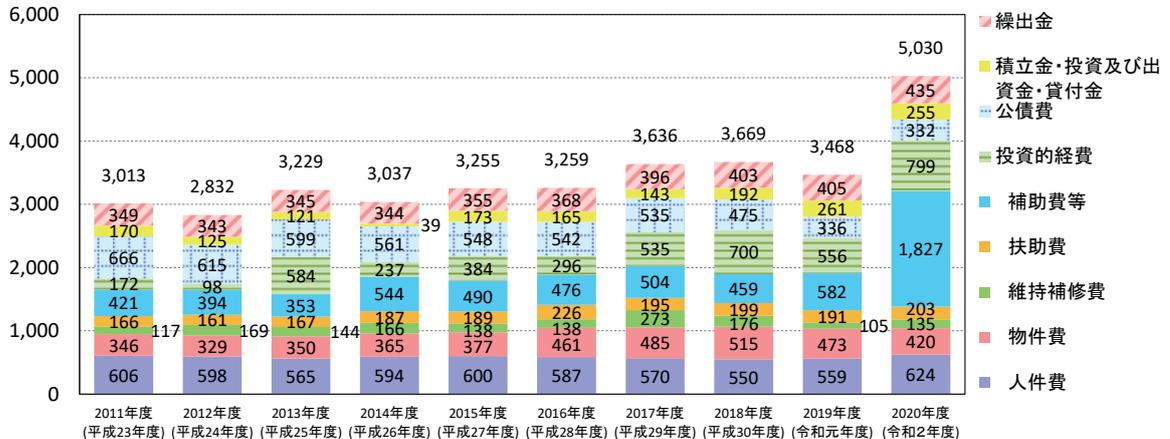
①歳出の現況

平成23年度から令和元年度の歳出平均額は約32億9千万円となっており、その内訳としては義務的経費（人件費、扶助費及び公債費の合計）の割合が30～50%を占めてきました。

令和2年度の歳出総額は約50億3千万円で例年と比べて多く、コロナウイルス対策などによる補助費等の増加や国営事業の一括償還がその要因となっています。

■歳出決算額の推移（一般会計／性質別）

(百万円)



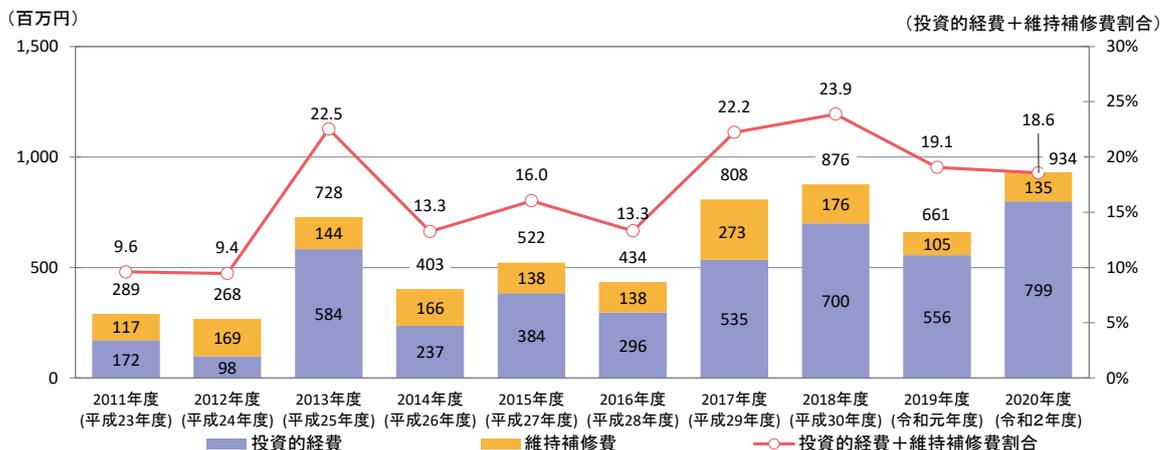
出典：妹背牛町

②投資的経費と維持補修費の現況

投資的経費及び維持補修費の合計額は、平成23年度から令和2年度までの間で約2億9千万円から約9億3千万円で推移しており、平均は約5億9千万円となっています。

投資的経費及び維持補修費の合計額を歳出総額に占める割合でみると、平成23年度の9.6%から増加傾向がみられ令和2年度は18.6%となっています。

■投資的経費と維持補修費の推移



出典：妹背牛町

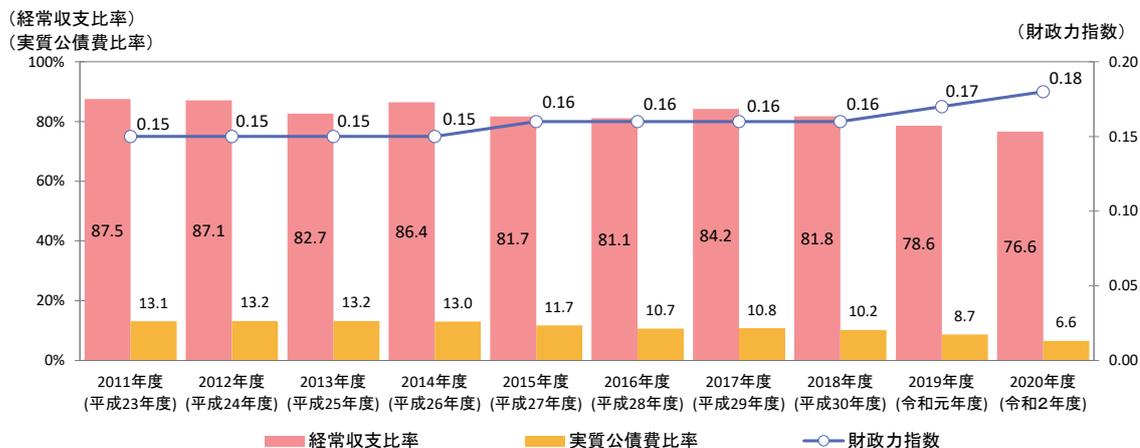
(3) 財政指標

財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成23年度の87.5%から減少傾向にあり、令和2年度は76.6%まで減少しています。

公債費に準ずる経費による財政への負担度合いを示す実質公債費比率は、平成25年度の13.2%から減少が続いており、令和2年度は6.6%で地方債の発行に国の許可が必要となる18%を大きく下回っています。

財政力を示す指標として用いられる財政力指数は、平成26年度から増加傾向がみられ、令和2年度は0.18となっています。

■財政指標の推移



出典：妹背牛町

4. 公共施設等の大規模改修・更新に係る将来の費用の見通し

(1) 公共施設

現在保有又は管理している公共施設を維持すると仮定した場合の、大規模改修及び更新に係る将来の費用（推計期間である今後40年間分）を算出します。

なお、各施設の大規模改修及び更新に係る将来の費用（以下、「将来費用」という。）は、以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・大規模修繕費、更新費、維持管理費

○算出方法

- ・大規模修繕費及び更新費は公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。
※施設ごとに、「更新年数・大規模修繕時期」に達した時点で、延床面積に「単価表」に示すそれぞれの単価を乗じ、40年間における総額を算出しています。
- ・維持管理費は、歳出決算における維持修繕費の過去10年間の平均額が今後も継続するとみなして算出します。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分 類	大規模改修 (万円/㎡)	更新（建て替え） (万円/㎡)
町民文化系施設	17	28
社会教育系施設	25	40
スポーツ・レクリエーション系施設	20	22
産業系施設	25	35
学校教育系施設	17	26
子育て支援施設	17	20
保健・福祉施設	20	36
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
その他公共施設	20	36

①基準パターン（30年で大規模改修、60年で建て替え）

○更新対象施設

- ・本町が所有するすべての建物を更新すると仮定します。

○更新年数・大規模修繕時期

- ・建て替え：建設後60年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。

※建設時からの経過年数が61年以上の建物については今後10年間で均等に建て替えを行うと仮定します。

- ・大規模修繕：建設後30年で大規模修繕を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。

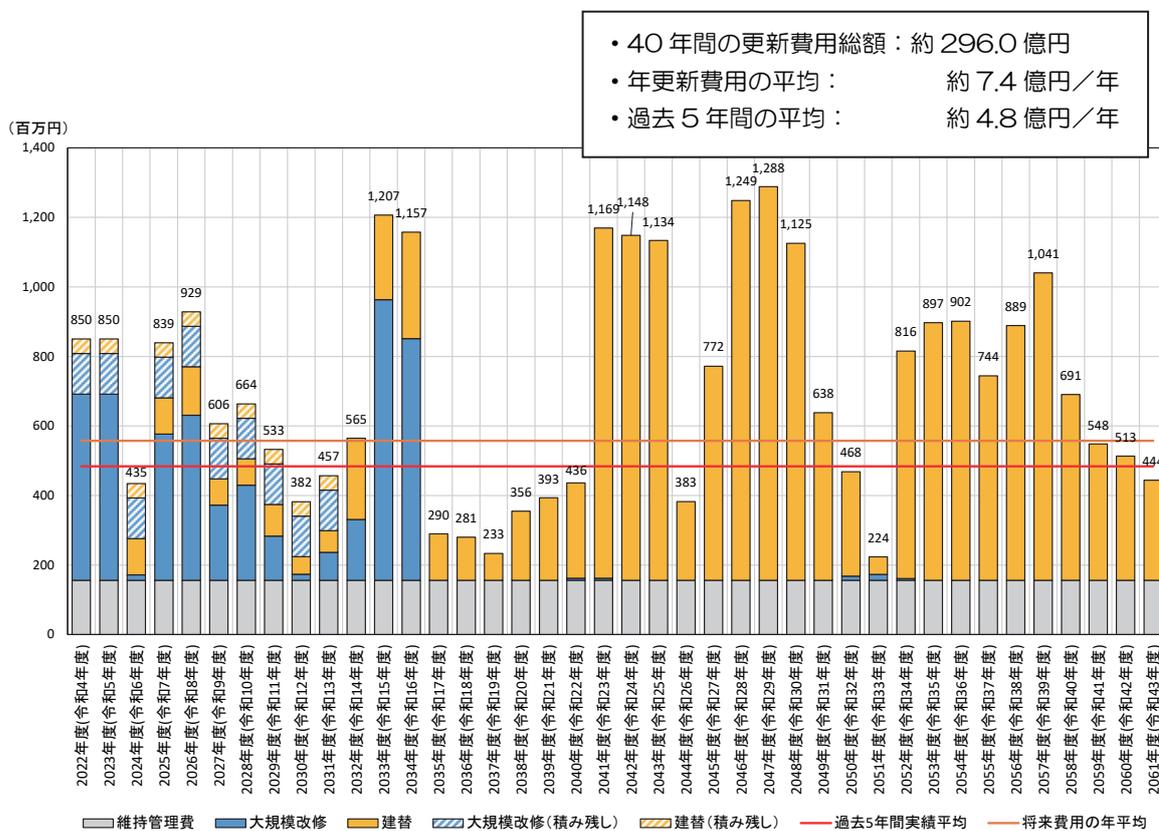
※建設時からの経過年数が31年以上50年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より51年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定します。

基準パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で約296.0億円、年平均約7.4億円になると見込まれます。

過去5年間の実績平均額は約4.8億円であるため、年あたり約2.6億円不足する見込みとなり、掛かる費用の約35%の縮減が必要となります。

また、今後20年間では、2033年度（令和15年度）に費用のピークを迎えることが予測されるため、大規模改修及び建て替えの時期を平準化する必要があります。

■基準パターンによる公共施設の更新費用推計結果



②長寿命化パターン（35年で大規模改修、70年で建て替え）

○更新対象施設

- ・本町が所有するすべての建物を更新すると仮定します。

○更新年数・大規模修繕時期

- ・建て替え：建設後70年で更新（建て替え）を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を3年間に分割します。

※建設時からの経過年数が71年以上の建物については今後10年間で均等に建て替えを行うと仮定します。

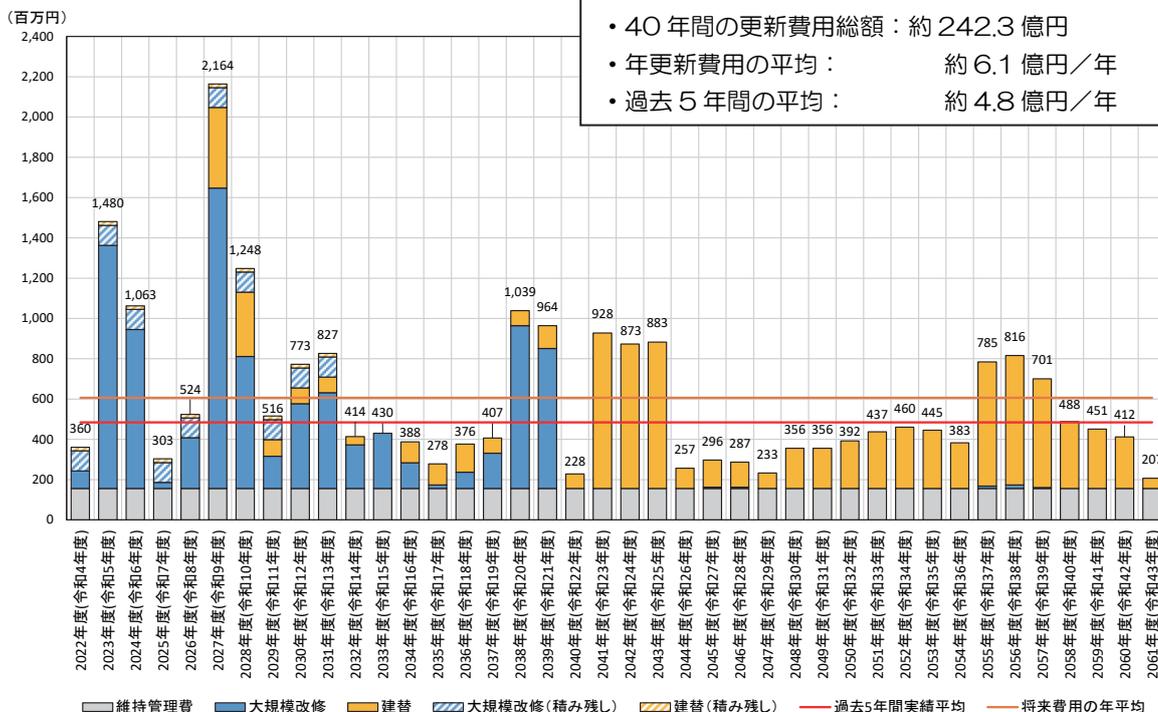
- ・大規模修繕：建設後35年で大規模修繕を実施し、単年度に負担が集中しないように費用を2年間に分割します。

※建設時からの経過年数が36年以上60年までのものについては今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より61年以上経ているものについては建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに70年を経た年度に建て替えると仮定します。

長寿命化パターンにおける公共施設の大規模改修及び建て替え費用を試算した結果、今後40年間で約242.3億円、年平均約6.1億円になると見込まれます。

過去5年間ににおける公共施設分の投資的経費の平均額（約4.8億円）と比べ、年あたり約1.3億円不足する見込みとなり、建物の更新年数を10年間長寿命化するだけでは、財政的に厳しい状況になると予測されます。

■長寿命化パターンによる公共施設の更新費用推計結果



(2) 道路

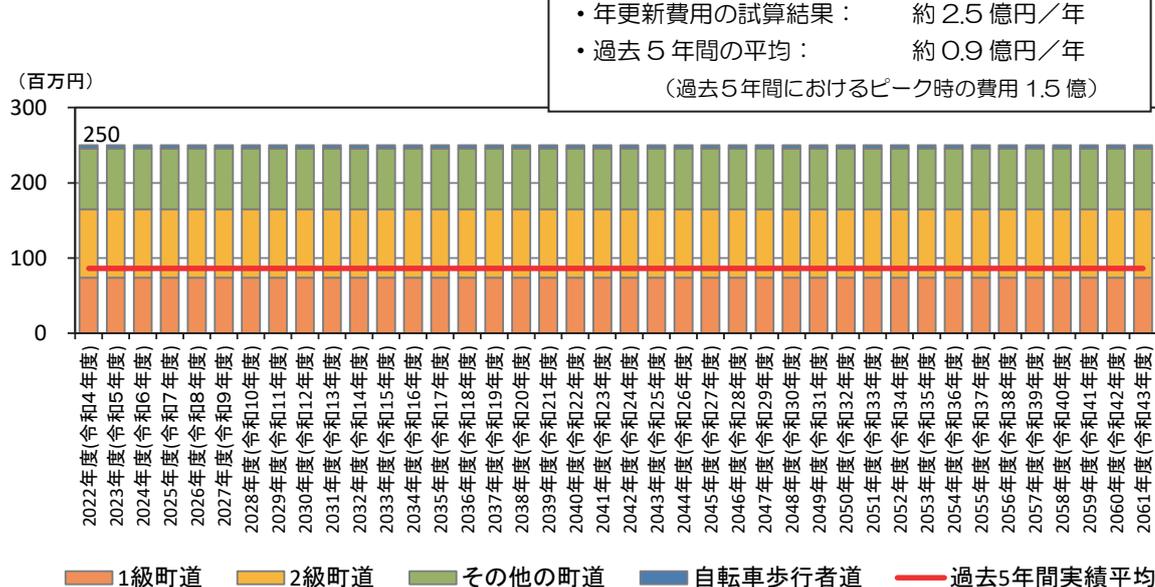
現在管理しているすべての道路を補修すると仮定した場合の、補修に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用			
<ul style="list-style-type: none"> 道路補修費 			
○算出方法			
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。 整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新費用を算出します。 			
○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）			
分類	更新単価（円/m ² ）	分類	更新単価（円/m ² ）
1級町道	4,700	歩行者自転車道	2,700
2級町道	4,700	農道	4,700
その他の町道	4,700		
○更新年数			
<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である15年とします。 			

すべての道路を補修すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約100.1億円、年平均2.5億円に上ると推計されます。

過去5年間の実績平均は年あたり約0.9億円であり、試算結果は現状とは大きな乖離がみられるため、過去5年間に於ける費用のピークである約1.5億円を年あたりの将来費用とみなし、40年間の合計で約58.1億円を見込むこととします。

■ 道路の更新費用推計結果



(3) 橋りょう

現在所有しているすべての橋りょうを補修すると仮定した場合の、更新費に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・更新費

○算出方法

- ・公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の算出方法に準じます。

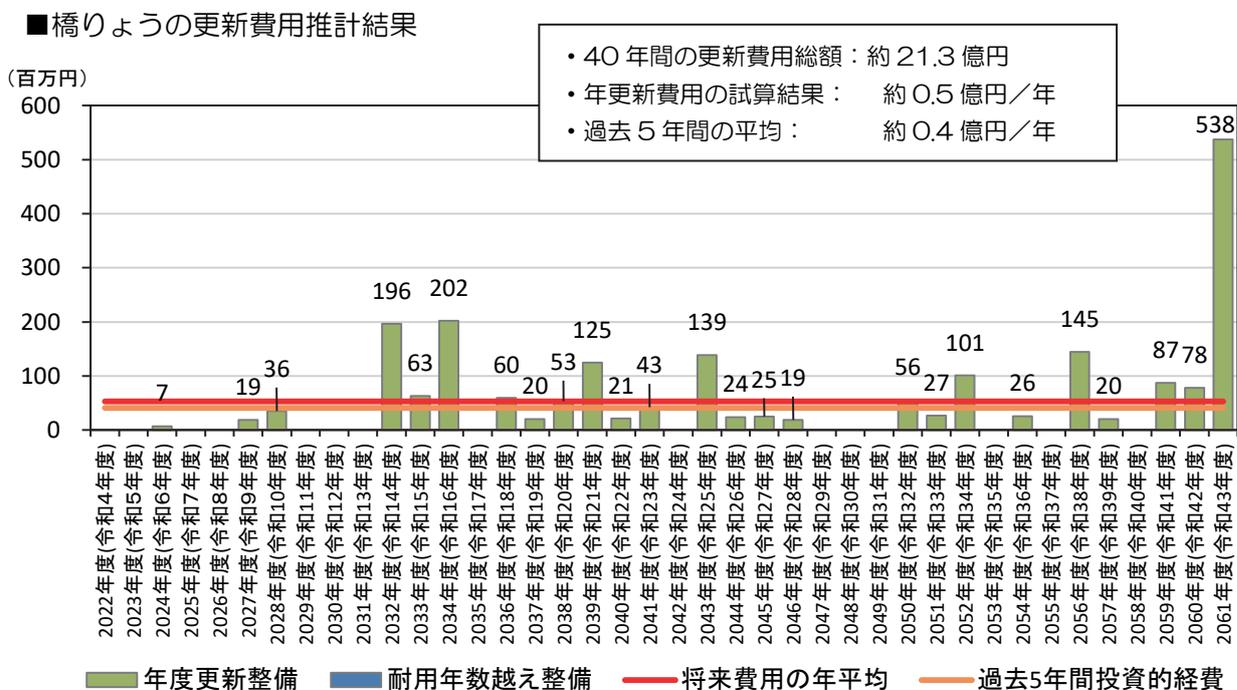
○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

分 類	更新単価 (千円/m ²)	分 類	更新単価 (千円/m ²)
PC 橋	425	鋼 橋	500
RC 橋	425	その他	425

○更新年数

- ・公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である60年とします。

すべての橋りょうを更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約21.3億円、年平均約0.5億円に上ると推計されます。過去5年間の実績平均は年あたり約0.4億円となっており、橋りょうだけでみても投資的経費は不足していると考えられます。



(4) 簡易水道

現在管理している簡易水道のすべての管路を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・管路：更新費
- ・建築物：大規模修繕費・更新費

○算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

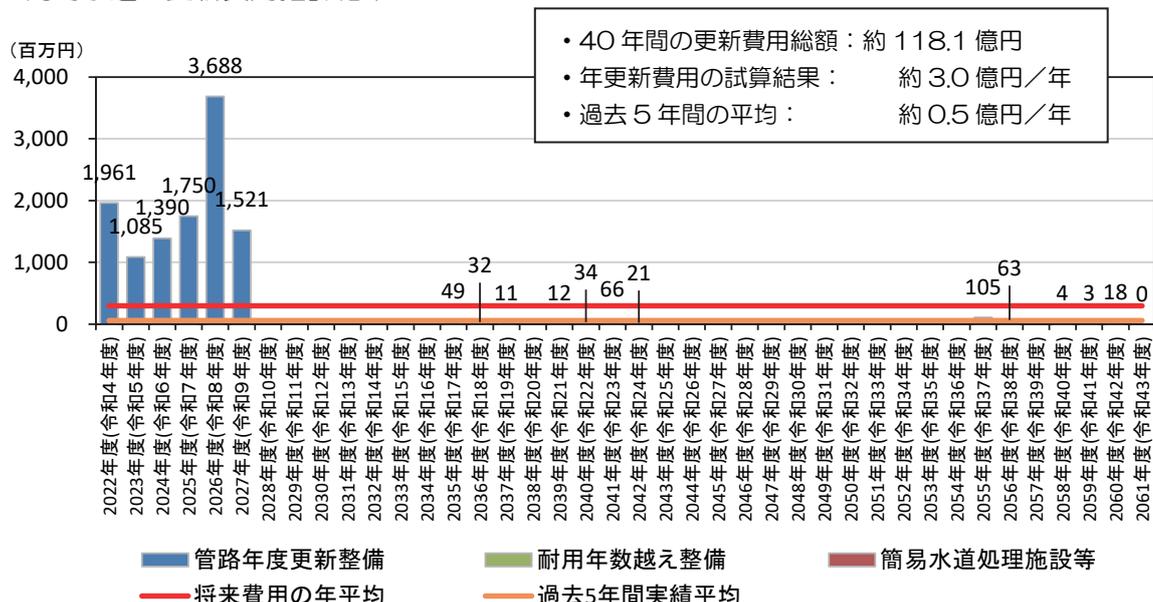
分 類	管 径	更新単価 (千円/m)
配水管	150 mm未満	97
	151～200 mm	100
	201～250 mm	103

○更新年数

- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である40年とします。

簡易水道のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約118.1億円、年平均3.0億円に上ると推計されます。過去5年間の実績平均は年あたり約0.5億円となっており、推計値を大きく下回っている状況です。

■簡易水道の更新費用推計結果



(5) 農業集落排水

現在管理している農業集落排水施設のすべての管路と建築物を更新すると仮定した場合の、更新に係る将来の費用を算出します。なお、将来費用は以下の条件で算出します。

○対象費用

- ・管路：更新費
- ・建築物：大規模修繕費・更新費

○算出方法

- ・管路は、公共施設等更新費用試算ソフト（総務省提供）の「管径別年度別延長による算定方法」に準じます。
- ・建築物は、公共建築物に準じて算出しています。

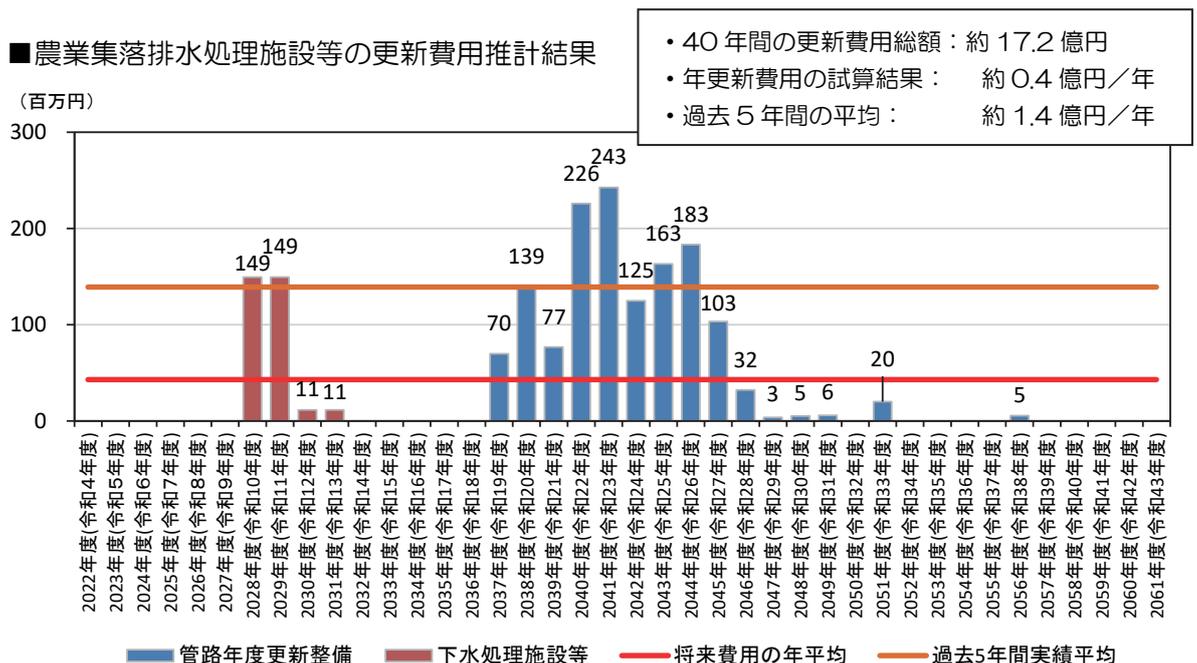
○単価表（公共施設等更新費用試算ソフトより）

管 径	更新単価 (千円/m)
250mm 以下	61
251～500mm	116

○更新年数

- ・建築物は35年で大規模改修、70年で更新することとします。
- ・管路は公共施設等更新費用試算ソフトの初期値である50年とします。

施設を今後も引き続き整備し、また耐用年数を迎えすべて更新すると仮定した場合の試算結果は、今後40年間で約17.2億円、年平均約0.4億円に上ると推計されます。過去5年間の実績平均は年あたり約1.4億円となっており、推計値を上回っている状況です。



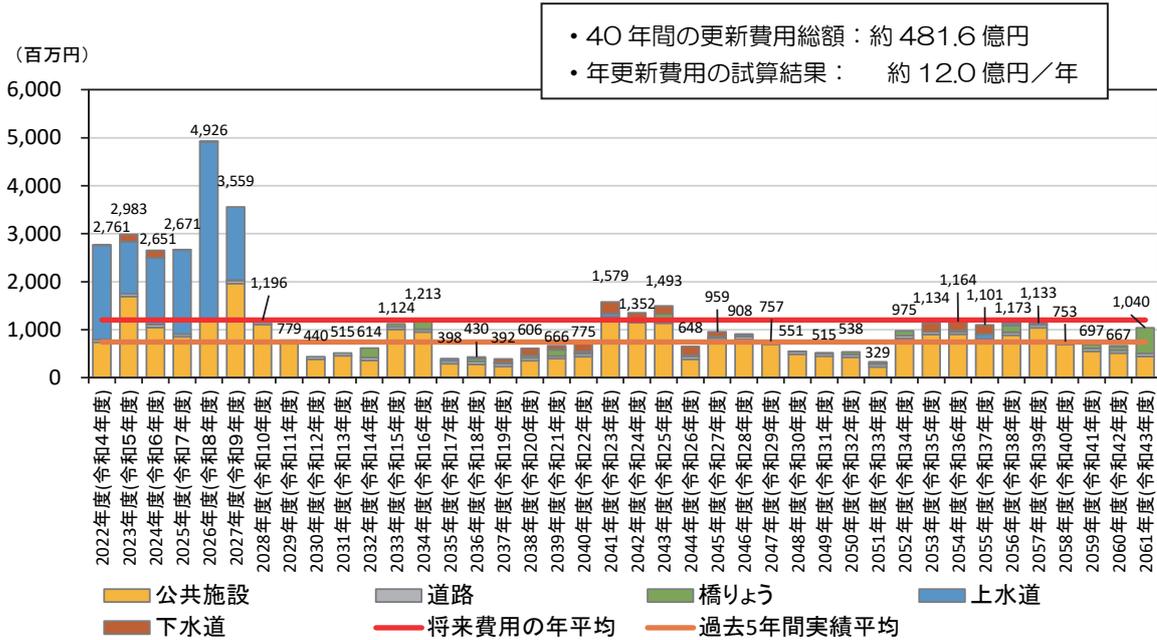
(6) 公共施設等に係る将来費用の総額

公共施設等に係る将来費用の総額は、公共施設の試算を基準パターンとした場合、40年間の更新費用総額は約481.6億円で、年平均では約12.0億円と推計されます。

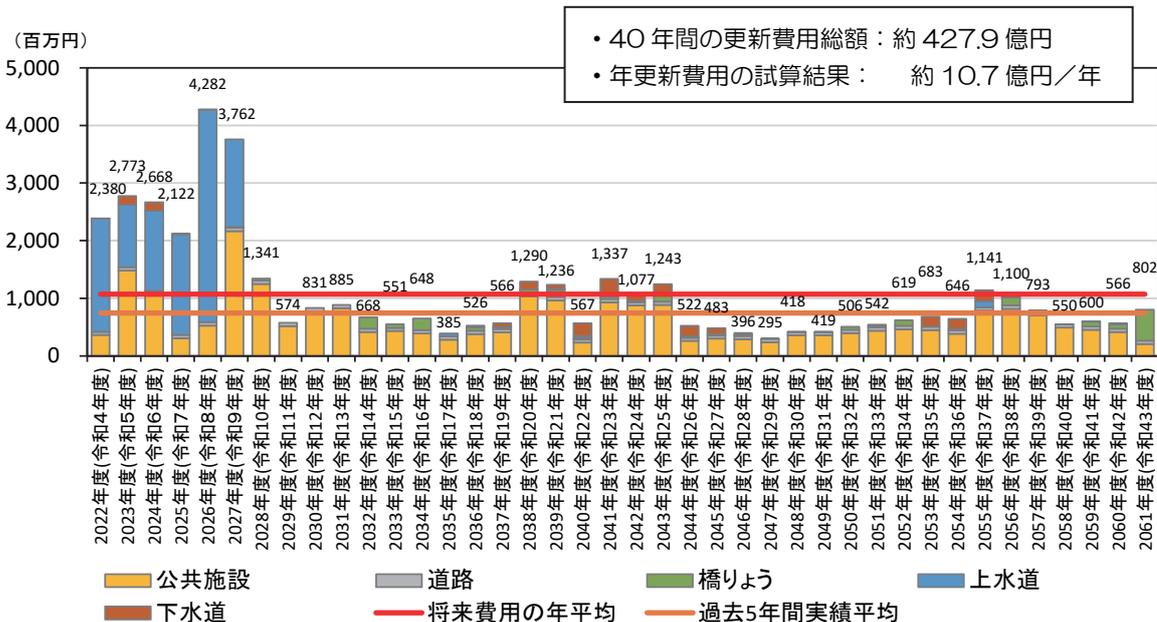
また、公共施設の試算を長寿命化パターンとした場合は、40年間の更新費用総額は427.9億円で、年平均では10.7億円と推計されます。

建物の長寿命化により、40年間の更新費用は総額で53.7億円縮減することができます。

■公共施設等に係る将来費用の推計結果（基準パターン）



■公共施設等に係る将来費用の推計結果（長寿命化パターン）



5. 公共施設等の一体的なマネジメントに関する課題

(1) 公共施設等の老朽化への対応

本町の公共施設及び道路等のインフラは、昭和40～昭和50年代に集中的に建築・整備されたものが多く、今後数年で建築後40年を経過することになります。

今後は、保有又は管理する公共施設等の総量を見極めながら、必要とされる公共施設等を適正な状態で計画的に維持管理・修繕・更新等を行うことが求められます。

(2) 人口減少・少子高齢化の進展

本町は人口減少が続いており、今後もその傾向が続くものと見込まれています。また、少子高齢化により年少人口は減少し、高齢者数は2025年（令和7年）頃までは増加すると見込まれています。

今後は、町民のニーズ等を的確に把握し、必要な公共サービス・施設等の規模を適切に判断していく必要があります。

(3) 財政状況への対応

本町の財政は、今後、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る費用の増大や、少子高齢化等へ対応するための歳出増加が予測されます。

更に、人口減少に伴い、税収も減少することが見込まれるため、公共施設等に関係した歳出をできる限り抑制し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

(4) 地球温暖化対策の推進

令和2年に政府は2050年までにカーボンニュートラルの達成を目指すことを宣言するなど、国内外で温暖化防止や脱炭素化を推進する動きが加速しています。

一般に建設費が高く耐用年数が高い公共施設の脱炭素化を効率的に推進するためには、改修や修繕の時機に合わせて再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化に取り組むことが必要となります。

また、公共施設の維持管理ランニングコストの低減やレジリエンス化を図るなど持続可能性を高める取組が求められます。



第3章 公共施設マネジメント基本方針

1. 公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方

今後、公共施設等の老朽化は急速に進行し、次々に大規模な修繕や建て替えの時期を迎えることとなります。また、道路、橋りょう、簡易水道、下水道等のインフラも同様に、これまで整備してきた施設の老朽化対策や耐震対策など、今後も計画的な維持管理・修繕・更新等が必要とされています。

一方で、本町を取り巻く社会状況の変化として、今後、少子高齢化と人口減少が進むことから、将来の財政状況は厳しくなることが予想され、現在ある施設の量や質をそのまま維持しようとすると、必要性の高い施設まで安全・安心に利用できなくなる恐れがあります。

このような公共施設等の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、町民のニーズを見据えて施設を更新していくためには、個々の施設ごとの町民ニーズや維持管理の方法を考慮した上で、公共施設等の全体最適化を図った施設の管理・運営・有効活用等を推進していく必要があります。

また、公共施設を「資産」として効果的、効率的に有効活用しつつ管理していく視点が必要となります。

インフラについては、町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであるとともに、大規模災害時等には救援や災害復旧等においても重要な基盤施設であることから、計画的な整備や維持管理・修繕・更新等を行っていく必要があります。

2. 基本方針

(1) 総資産量の適正化

公共施設については、施設ごとの機能や利用実態を十分考慮し、類似・重複した機能の統廃合及び他機能施設の複合化などを基本として、全町的かつ広域的な視点を持って、将来の人口や年齢構成に見合った効率的・効果的なあり方を検討します。

また、これらを検討した上で、必要とされる公共施設については計画的に更新します。

インフラについては、町民生活における安全性はもちろんのこと、重要性及び種別ごとの特性を考慮した整備を実施し、総量の適正化に努めます。

(2) 長寿命化の推進

今後も保有すべき公共施設等については、これまでの対症療法的な維持管理（事後保全）から、計画的な維持管理（予防保全）へ転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検・診断を行い、施設の長寿命化、施設のライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持修繕に努めます。

(3) 維持管理費の抑制

民間企業などが持っているノウハウを積極的に活用し、サービス水準を維持しながらランニングコストの削減や効率的な維持管理に努めます。

3. 公共施設等のマネジメント方針

(1) 点検・診断等の基本方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能を持っています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

《参考：建築の日常点検項目》

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフトレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブ ロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所につ いて	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

出典：「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）

《参考：建築の日常点検項目》

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動等による摩耗、劣化などがおきるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構を持った精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置及びポンプ設備は、常時作動させておく。

出典：「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会（ARCA）

②施設の診断

1) 診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断を実施します。

耐震診断、劣化診断、衛生・空気質診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことが望ましく、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

2) 施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

次表から、本町に必要な評価項目を選択し、公共施設の主要な全施設について、施設ごとに評価を行い施設の課題と優先度を判断します。

《公共施設診断の対象となる評価項目》

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

出典：FM評価手法・JFMES13マニュアル（試行版）より構成

（２）維持管理・修繕・更新等の基本方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。

修繕や小規模改修に対しては、公共団体と管理会社が役割の分担を決めて速やかな対応ができる体制を構築します。

また、清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化を防止するために重要です。

維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

《適法性の主な管理項目》

適法性管理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法、地球温暖化対策の推進に関する法律
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。本計画の中の具体的な計画となる長期修繕計画の策定を進めながら、定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画の展開が重要となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模（広さ・高さ）、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

（3）安全確保の基本方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

次表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性が挙げられます。

本町では、この中から高度な危険性が認められる項目を絞り込み評価します。また、危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。

《施設の安全確保に係る項目》

評価項目			内 容		
大項目	中項目	小項目			
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化、活断層の有・無	
			土砂災害	・警戒区域、特別警戒区域の有・無	
			浸水災害	・水害危険区域、津波高潮浸水区域の有・無	
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下、地盤崩壊、湿潤地域の有・無	
			緊急自動車接近	・道路幅	
			地盤調査結果	・軟弱地盤、盛土、埋立地の有・無	
			危険物の種類	・消防法危険物（1類、2類、3類）の有・無	
		保安距離	・危険物から50m以内、200m以内		
		建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
				常時床荷重	・許容積載荷重、超過
	耐震安全性		建設年	・1981年6月以前	
			耐震診断	・ I_s 値>0.6 /0.6> I_s 値>0.3 /0.3> I_s 値	
			耐震補強	・要・不要	
			耐震等級	・等級	
	免震、制震		・有・無		
	耐風安全性		耐風等級	・等級	
	対水安全性		浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度	
	対落雷安全性		避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度	
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能	
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保	
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口、窓先空地、防火設備、防火用水確保	
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無 ・飛散性、非飛散性のアスベスト排除状況	
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン放散速度	
		水質安全性	水質検査	・有・無	
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度	
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度	
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度	
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度	
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）	
			PCB 排除	・トランス、蛍光灯、シーリングからPCB排除状況（年代、部位）	
			フロン・ハロン対策	・冷媒、断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況	
			CCA 対策	・木造土台のCCAの有・無	
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照、通風障害防止要件の満足度	
風害防止性			・風害防止要件の満足度		
電波障害性防止性			・電波障害性防止要件の満足度		
騒音・振動・悪臭防止性			・音、振動、悪臭防止要件の満足度		
障害防止性	・排気、排熱、排水障害防止要件の満足度				
外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度				

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁、屋根耐久性	・外壁、屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎、躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況
その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、摩耗、ゆるみの状況			

出典：FM評価手法・JFMES13マニュアル（試行版）

（４）耐震化の基本方針

耐震改修と耐震補強の状況、並びに主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震補強工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。

その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検証し、施設利用者の安全性の確保及び災害時の対応策などを講じるよう努めます。

（５）長寿命化の基本方針

次頁図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。

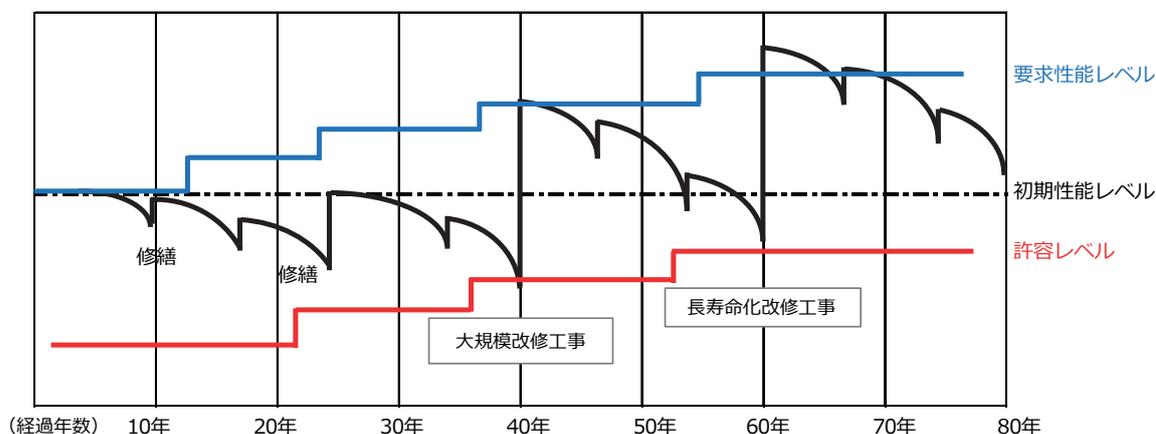
建設から40年くらいまでは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができますが、建設後40年程度経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。

要求性能レベルは通常時間が経つにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。更に施設の寿命を例えば80年まで延ばすには長寿命改修工事が必

要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は法定対象年数を経た時点で診断を行い、更に使用が可能であれば必要に応じて改修工事を行って長期使用し、コストを削減することを検討します。

《長寿命化における経過年数と機能・性能》



(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の長寿命化に加え、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい町有施設の実現を目指して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における考え方等を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等によるユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

(7) 地球温暖化対策の推進方針

地球温暖化対策を推進するため、継続的に施設のエネルギー消費量や温室効果ガスの排出量を把握します。また、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入を進めることによってエネルギーコストの削減や地域経済活動の活性化が期待されることから、温室効果ガスの排出量を削減する方策を可能な限り推進します。

(8) 施設統廃合の推進方針

「新しく造ること」から「賢く使うこと」を基本認識として、公共施設等の点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストの削減を図っていきます。

施設を更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率性の観点から施設の統合や複合化について検討を行います。

施設総量の削減、安全・安心の観点等から、長く利用されていない施設で修繕不可能な施設については取り壊しを検討します。取り壊す際は、優先順位を付けて順次事業を実施し、事業費の削減、平準化を図るようにします。

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設の統廃合の推進にあたっては、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスとして必要な水準や機能を、町民にとっての利便性に配慮しながら検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実現するため、公共施設等に関する情報を全庁的に一元管理していきます。公共施設等に関する情報は、公会計管理台帳とも連携させ、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づくマネジメントを進めていきます。

また、厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・修繕・更新等を的確に進めていくことは困難を伴うことが予想されます。

公共施設等マネジメントの実施業務では、技術的な検証を必要とされる業務が多くあると捉え、専門的技術力を持ったサービス提供者とパートナーシップを構築していく必要があります。

今後、将来にわたりインフラの維持管理・修繕・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するため、技術力を有する職員を継続的に養成するとともに、専門的技術力を持つサービス提供者を含めた体制を構築していきます。

4. 保有する財産の活用や処分に関する基本方針

廃止した施設は、民間等への売却・貸付などを進めることとし、それらが見込めない場合は、老朽化による破損等によって周辺環境や治安に悪影響を及ぼさないよう配慮します。

また、用途廃止していないものの遊休状態が長く続き利用する見込みがない、利用率が低下しているなどの建築物についても、その機能を既存施設に集約するなどして放置することなく用途廃止を進め、上記と同様の措置を講じるものとします。

5. 基本目標

(1) 公共施設

財政シミュレーションによる将来費用の推計結果をみると、現在の保有施設を将来的に維持すると仮定した場合、公共施設の大規模改修及び建て替え費用は、年あたり4.3億円となっていますが、建て替え施設絞り込みパターンの推計結果では、年あたり3.2億となり費用の抑制につながる結果が出ています。

そのため、本町の公共施設については、各施設の計画的な点検、修繕・補修を行い、建物の長寿命化を図るとともに、現在利用されておらず、今後も活用の見込みのない遊休施設については建物の除却又は建て替えの抑制を図っていく必要があります。

今後は、老朽化が進み安全性の担保が難しい施設や遊休施設の除却を順次進めていくこととしますが、計画期間の最終年度である2026年度（令和8年度）においても町有施設の総延床面積を現状と同等水準とすることを数値目標として設定します。

(2) インフラ

道路、橋りょう、簡易水道、下水道等のインフラは、町民の生活になくてはならない施設であり、今後も継続的にその機能を担保しなければいけない施設です。しかし、財政シミュレーションによる将来費用の推計結果をみると、インフラを維持していくためには膨大な費用が掛かることが予測されています。

本町の財政状況を考慮すると、これまで整備してきたインフラについては、優先度を考慮しながら計画的に維持管理・修繕・更新していくことが必要と考えられます。

そのため、今後は各施設の長寿命化計画に基づき、計画的な点検、維持管理・修繕・更新等を行っていくとともに、維持管理に掛かるコストの縮減を図ることを目標とします。

第4章 推進方策

1. 公共施設等総合管理計画のフォローアップ

- ・公共施設等総合管理計画で示した「公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、評価を実施していきます。
- ・進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、公共施設等総合管理計画を見直します。
- ・公共施設等総合管理計画を踏まえた個別施設計画などの策定を行っていきます。

2. 推進体制

(1) 庁内の実施体制

公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であるため、本計画の推進にあたっては組織横断的な取組を進めながら進行管理を行います。

また、基本方針の取組の中には、財政運営に関わる事項もあることから、中長期的な財政収支の状況に注視しながら、公共施設等の維持管理を推進していきます。

(2) 広域的な連携

全国の自治体すべてにおいて、社会保障関係や公共施設の更新に掛かる費用が財政面を圧迫していくことは共通の認識としてすでに顕在化しており、今後は、行政運営においても、個々の自治体で関連施策を推進していくより、近隣自治体あるいは国、道と連携して取り組む方が、各自自治体にとってより効果的・効率的に施策を推進できることも考えられます。

基本方針の取組の推進にあたっては、広域的な連携の可能性も視野に入れながら、取組を進めていきます。

(3) 町民との協働体制

今後、本計画に基づき、公共施設等の再編などを進める場合には、施設利用者や町民との情報共有を図り、施設の方向性の協議を行っていきます。

3. 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、基本方針に掲げた各種取組の推進状況や可能性について、施設所管課や関連部局へのヒアリングを行い、本計画の見直しや個別事業計画の立案を検討していきます。

また、公営企業会計が所有する施設については、計画的な事業運営を行っていきます。

インフラについては、個別の長寿命化計画や保全計画等に示される工程の進捗状況をチェックするとともに、必要に応じて計画の見直しを図ります。

4. 地方公会計制度の活用

本町では、平成26年度から、「統一的な基準による地方公会計」に基づく固定資産台帳を整備しています。

今後も公共施設等を財政面からも適正に管理をしていくために、地方公会計制度の財務諸表や固定資産台帳と整合性を図ることで、施設ごとの資産の状況や維持管理費の把握など、一貫した資産データに基づく施設マネジメントを推進します。

Ⅱ. 施設類型別基本方針

第1章 公共施設のマネジメント方針

1. 町民文化系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
小藤地区 コミュニティセンター	198.74	1985	22	164	新	不要	不要	○
新千代地区 コミュニティセンター	185.49	1986	22	159	新	不要	不要	○
大鳳地区 コミュニティセンター	154.03	2002	22	86	新	不要	不要	○
町民会館	1,535.11	1972	50	98	旧	未実施	不明	—
計	2,073.37							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 地域住民の集会施設として利用されています。
- 各コミュニティセンターの管理運営は地域住民により行われています。建物は老朽化がみられるところもありますが、修繕時には町から修繕費用の助成を行っています。
- 町民会館は建設から50年近く経っており、老朽化が進んでいる状況です。

(3) 管理の基本方針

- 地域住民と協議の上、施設の劣化状況に応じて改修費用を支援します。
- 耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。今後、耐用年数を超えての利用については、建物の劣化状況や利用状況、地域住民の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。

2. 社会教育系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
妹背牛郷土館	448.84	1931	24	375	旧	未実施	不明	—
計	448.84							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 町の歴史が伝えられる施設で貴重な収蔵品が展示されています。建築からの年数がかなり経過しており、屋根や土台など修繕の検討が必要となっています。

(3) 管理の基本方針

- 町の歴史を後世に伝えるため、施設に保管している展示物等の保全対策を、今後も継続して行います。
- また、施設を安全に利用できる状態に保つため、施設の定期的な点検を行うとともに、必要に応じて修繕・改修を実施します。

3. スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の概要

建物名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
総合体育館	3,400.79	1992	47	62	新	不要	不要	○
農業者トレーニングセンター	1,710.36	1988	47	70	新	不要	不要	○
妹背牛町カーリングホール	1,875.00	2003	38	47	新	不要	不要	○
社会体育施設クラブハウス	109.30	1980	22	186	旧	未実施	不明	—
妹背牛温泉ペペル	1,956.69	1992	34	85	新	不要	不要	○
妹背牛温泉ペペルコテージ	176.83	2000	22	95	新	不要	不要	—
妹背牛温泉ペペル宿泊棟 C・D棟	57.60	2020	22	5	新	不要	不要	—
計	9,286.57							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 総合体育館は建設から29年経過していますが、随時修繕を実施して安全に利用できるよう管理しています。各種大会や合宿等の利用も多く、平成28年度にはアリーナのLED化、平成29年度にはアリーナ床のサンディング及びライン引きを実施しました。
- 農業者トレーニングセンターは土間の体育館として主に野球の練習で利用されています。令和元年度に土の入れ替え、令和2年度に防球ネットの入れ替え、令和3年度に照明のLED化を実施しました。
- カーリングホールは毎年点検を行い修繕も定期的にも実施しており、令和3年度には照明のLED化を行いました。市民の利用だけでなく、町外からの利用もある施設です。
- 妹背牛温泉ペペルは老朽化が進んでいる状況にあり、機能的に弱ってきている部分が見られるようになってきました。施設・設備改修に向けて令和3年度は効果検討を進めてきました。また、令和3年度に宿泊棟としてムービングハウスを整備しました。
- 屋外運動場は照明設備の水銀灯の交換を行いました。

(3) 管理の基本方針

- スポーツ施設、レクリエーション施設ともに、点検・診断等により危険性があると判断された箇所は緊急的な修繕を行い、利用者が安心して利用できるように安全の確保を図ります。

4. 産業系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
農産加工施設	505.06	2001	38	53	新	不要	不要	—
農産物直売所	137.70	2003	38	47	新	不要	不要	—
米穀乾燥調製貯蔵施設	3,926.00	2003	31	58	新	不要	不要	—
家畜看視舎	54.60	1973	24	200	旧	未実施	不明	—
計	4,623.36							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

○農産加工施設や直売所など、建設年数が約20年と比較的新しく、指定管理者方式で運営しています。平成29年度には外壁や屋根の補修工事を実施しており、建物には特段問題がなく利用されています。

○米穀乾燥調製貯蔵施設は指定管理者方式で運営しており、4台ある色彩選別機のうち2台を平成30年度に更新しました。また、電気計装の修繕も実施しています。今後、乾燥機及び残り2台の色彩選別機の更新を予定しています。

○家畜看視舎は建設から48年を経過した旧耐震基準の建物で、老朽化が進んでいます。

(3) 管理の基本方針

○今後も継続して利用されると考えられる施設は、継続的に点検・修繕を行い、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていきます。

○老朽化が進み旧耐震基準となっている施設や利用実績も少ない施設については、施設の安全性や利用者の今後の意向等から総合的に判断し、施設利用の継続可否を判断します。



5. 学校教育系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
妹背牛小学校・体育館	6,256.84	1971	47	106	旧	実施済	実施済	○
妹背牛中学校	4,492.32	1976	47	96	旧	実施済	実施済	○
妹背牛中学校体育館	1,299.00	1977	47	94	旧	実施済	実施済	—
教職員住宅（小学校）	154.00	1989	22	32	新	不要	不要	—
教職員住宅（中学校）	154.03	1987	22	34	新	不要	不要	—
計	12,356.19							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 小学校は、建設年数が50年と老朽化が進んでおり、毎年の修繕費がかさんでいます。令和元年以降は児童数が減少する見込みであるとともに、中学校の生徒数も減少するため、将来建て替えを行う際には、小中統合校を視野に入れた検討も行う必要があります。
- 中学校も小学校同様に老朽化が進んでいますが、平成22年度に耐震改修工事が行われているため、建物の安全性は保たれています。
- 教職員住宅は、建設年数が30年以上経過し老朽化していますが、小規模修繕等の対応を随時行い、住居としての機能は特段問題のない状態に維持されています。

(3) 管理の基本方針

- 児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、中長期的に少子化の状況をみながら、大規模改修、若しくは小中統合校へのシフトも視野に検討します。
- 教員住宅は、必要に応じて修繕・改修を行い、居住者にとって快適な環境づくりに努めます。また、将来的に建て替えを行う場合には、教員住宅としての用途以外にも活用できる住宅設備に移行できるよう検討を進めます。

6. 子育て支援施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
認定こども園妹背牛保育所	678.25	1996	22	114	新	不要	不要	○
子育て世代交流施設	196.02	1959	22	282	旧	実施済	実施済	—
計	874.27							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 認定こども園妹背牛保育所は建設から25年が経過し、雨漏りや屋根の一部損傷が発生していますが、平成29年に屋上改修工事を実施しました。また、令和2年度にはグラウンドの排水

設備、令和3年度にはプールサイドの修繕を実施しました。

○園児の数は年々減少していますが、積極的に保育士を多く配置し、軽度の障がい児などを受け入れる体制を構築しています。

○空き家を全面改修し、子育て世代交流施設を令和3年度に整備しました。この施設は本町の子育て支援拠点事業の中核施設として、また世代間交流の拠点としての活用を目指しています。

(3) 管理の基本方針

○就学前児童に安全で快適な保育環境を提供するため、施設を定期的に点検し、修繕や改修など必要に応じ速やかに行います。

○将来の児童数の予測と町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、教育・保育の内容や子育て支援の充実を図ります。

7. 保健・福祉施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否	避難所
老人福祉センター	1,008.65	1981	50	80	新	不要	不要	○
老人保健施設 りぶれ	3,510.64	1995	50	52	新	不要	不要	—
デイサービスセンター	521.90	1995	50	52	新	不要	不要	—
保健センター	648.75	1984	50	74	新	不要	不要	○
生活支援ハウス	1,120.47	2002	47	40	新	不要	不要	—
コミュニティプラザ交流館 (発達支援事業所)	358.30	1996	30	83	新	不要	不要	—
旧幼稚園 (障がい者就労支援事業所)	353.41	1995	15	173	新	不要	不要	—
旧幼稚園車庫	31.49	1995	9	289	新	不要	不要	—
旧幼稚園物置	31.49	1995	8	325	新	不要	不要	—
計	7,585.10							

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

○老人福祉センターは、建設から40年が経過し老朽化が進んでいます。平成22年には屋上の修繕を実施していますが、雨漏りや結露が発生するため定期的にシーリングを行っています。建物内部には大きな損傷は見当りませんが、畳やカーペットが傷んでいるため入れ替えを行う必要があります。

○老人福祉センターの施設名称は利用者が限定的になってしまうため、今後は利用者や利用用途の拡大に向けて施設名称の変更を検討していく必要があります。

○老人保健施設りぶれ及びデイサービスセンターは、指定管理方式で運営しており、平成21年に屋根や壁の修繕などを行っています。電気及び機器設備の老朽化が進んでおり、今後はキュービクルの設置や照明のLED化が予定されているほか、防災対策として自家発電装置の設置を計画しています。

- 保健センターは老朽化が進んでおり雨漏りが発生するほか、カーペットや障子も修繕が必要な状況です。また、保健センターの機能拡大に伴い、以前と比べて大幅な人員増となっていることから執務室が非常に狭くなっていることが課題となっています。今後は適切な執務環境の確保に向けた取組が必要です。
- 生活支援ハウスは建設から20年近く経過しており、令和2年度には屋上及び外壁の修繕を行ったほか、令和3年度には窓枠の交換を行っています。
- コミュニティプラザ交流館及び旧幼稚園は民間事業者に施設を貸与しており、コミュニティプラザ交流館は発達支援事業所として、旧幼稚園は障がい者就労支援事業所として活用されています。

(3) 管理の基本方針

- 町民が安心して利用できるよう、施設の適切な維持管理を行い、必要な修繕を行うことで、コストの縮減・平準化を実施していきます。
- 高齢化の状況を踏まえ、保健・福祉サービスの充実を図りながら、施設の長寿命化に向けて日々の点検・診断・報告を継続的に行います。

8. 医療施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
診療所	1,169.94	1997	38	63	新	不要	不要
計	1,169.94						

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 診療所は建設から24年が経過しており、屋上防水の対応を行っているものの雨漏りが発生している状況です。また、令和3年度に入りロドアの交換を行っています。

(3) 管理の基本方針

- 建物の安全性を確保するため、老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。
- 診療所の稼働を担保するため、施設設備の修繕、改修及び機器の交換は予防保全を基本とします。



9. 行政系施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
役場庁舎	2,644.45	1985	50	72	新	不要	不要
庁舎等非常用発電設備	52.56	2020	38	3	新	不要	不要
役場車庫	49.95	1989	31	103	新	不要	不要
水防倉庫	89.44	1990	15	207	新	不要	不要
コミュニティプラザ研修館	302.24	1967	38	129	旧	未実施	不明
車両センター	1,020.38	1998	31	74	新	不要	不要
警察官住宅	154.00	1989	22	145	新	不要	不要
町職員住宅10～13号(物置含む)	264.92	1981	38	105	新	不要	不要
町職員住宅50号(物置含む)	89.03	1986	22	159	新	不要	不要
町職員住宅51号	72.90	1988	38	87	新	不要	不要
町職員住宅52～53号(物置含む)	153.78	1997	29	83	新	不要	不要
計	4,893.65						

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 役場庁舎は建設から35年が経過していることから屋根や外壁など老朽化は随時修繕対応を行っています。ボイラーをはじめ電気機器類についても更新時期が迫っている状況にあるため、今後更新を予定しています。また、役場車庫は法定耐用年数を迎え、老朽化がかなり進んでいる状況です。
- 防災対策の一環として令和2年度に庁舎等非常用発電設備を整備しました。
- 水防倉庫は建設から31年が経過していますが、雨漏り等もなく安全性が保たれています。役場との距離があるため、災害時の初動対応に支障をきたす可能性が懸念されています。
- コミュニティプラザ研修館は社会福祉協議会に貸与しており、地域福祉活動の拠点として活用されています。
- 車両センターは老朽化が進んできており、屋根の塗装が必要な状況です。
- 警察官住宅は利用のなかった時期に内部点検を行い、修繕を実施しました。
- 職員住宅は必要に応じて随時修繕を行っており、問題なく利用できる状況にあります。

(3) 管理の基本方針

- 庁舎を始めとする行政系施設は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 庁舎来訪者並びに職員の安全を確保するため、必要に応じた修繕及び改修を行うなど維持管理を行います。

10. 公営住宅等

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
北斗団地（4棟）	4,306.84	2008～ 2015	47	13～ 28	新	不要	不要
稲穂団地（5棟）	1,757.57	2017～ 2021	22	0～18	新	不要	不要
みどり団地（4棟）	839.97	1974～ 1975	38	121～ 124	旧	実施済	不要
白樺団地（2棟）	539.20	1984	38	111	新	不要	不要
妹背牛団地（4棟）	2,391.04	1979～ 1993	38	74～ 111	旧／新	実施済／ 不要	不要
みどり公園団地（8棟）	1,222.74	1989～ 1992	38	76～ 84	新	不要	不要
駅前団地（2棟）	1,055.66	1996	47	53	新	不要	不要
西陽団地	291.46	1999	47	47	新	不要	不要
つつじ団地（3棟）	1,602.72	1998～ 2001	47	43～ 49	新	不要	不要
東雲団地（2棟）	889.68	2002～ 2004	47	36～ 40	新	不要	不要
特公賃 妹背牛団地	358.78	2000	47	45	新	不要	不要
特公賃 エルピス 21	543.36	1995	47	55	新	不要	不要
西陽地域優良賃貸住宅	167.28	2019	22	9	新	不要	不要
つつじ勤労者住宅	569.73	1993	22	127	新	不要	不要
黄金勤労者住宅	154.59	1969	38	137	旧	実施済	不要
計	16,690.62						

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 建設から30年以上経過した建物が多くなっていますが、すべての住宅において新耐震基準での耐震性を有しています。
- 妹背牛町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の計画的な建て替え事業などを推進し、良好な住戸の形成に努めています。

(3) 管理の基本方針

- 耐用年数を経過し老朽化した稲穂団地やみどり団地については順次建て替えを進め、居住水準の向上と維持管理の効率化を進めます。
- 妹背牛町公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅等の現状把握と予防保全的な維持管理を行います。

11. 公園

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
農村運動公園管理棟	148.57	1994	38	71	新	不要	不要
農村運動公園トイレ	41.25	1994	31	87	新	不要	不要
ポンプ室（モニュメント広場横）	16.58	1995	15	173	新	不要	不要
便所棟（パークゴルフ場側）	36.00	1996	31	81	新	不要	不要
第1格納庫（バッテリーカー）	20.25	1996	17	147	新	不要	不要
第2格納庫	64.80	1996	17	147	新	不要	不要
ポンプ室（遊水池横）	13.07	1996	15	167	新	不要	不要
休憩室（パークゴルフ）	12.96	1996	38	66	新	不要	不要
休憩所（パークゴルフ）	72.71	2010	38	29	新	不要	不要
更衣室	28.80	2021	22	0	新	不要	不要
販売所	28.80	2021	22	0	新	不要	不要
計	483.79						

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 農村運動公園管理棟は建設から27年経過していますが、新耐震基準での耐震性を有しており、安全性が保たれています。令和3年度にはムービングハウスを活用して更衣室及び販売所を整備しました。遊具施設や複合遊具の老朽化が進んでいるため、今後遊具の更新を予定しています。
- パークゴルフ場は農村運動公園内に27ホールのコースとして整備し、質の高いコースメンテナンスを行っています。

(3) 管理の基本方針

- 定期的に点検・診断及びメンテナンスを継続し、施設の長寿命化を図っていきます。
- 建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し適切な時期及び方法で修繕・改修を行います。

12. その他公共施設

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
妹背牛墓地公園休息所	23.49	1985	41	88	新	不要	不要
駅前広場トイレ棟	9.54	1995	34	76	新	不要	不要
北大鳳排水機場	341.14	1997	28	86	新	不要	不要
新千代排水機場	338.14	1997	28	86	新	不要	不要
8丁目排水機場	330.60	1999	30	73	新	不要	不要
計	1,042.91						

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

○各排水機場の機械設備や電気設備は、予防保全を基本に維持管理しています。また、新千代及び8丁目排水機場の維持管理経費については、近隣市町との受益面積に応じた負担となっています。

○各排水機場は平成28年に実施した設備の診断結果を踏まえ、平成29年度から令和3年度にかけて機器更新や修繕を実施し、主要設備の整備が完了しています。

(3) 管理の基本方針

○今後も施設設備の修繕、改修及び機器の交換は予防保全を基本とします。

○点検や診断結果等に基づき、修繕・改修を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。



第2章 インフラのマネジメント方針

1. 道路

(1) 現況と課題

本町は、幹線町道実延長140,891m、自転車歩行者道実延長14,251m及び農道実延長233,676mの道路を維持管理しています。

道路は気候や交通量によって劣化の進行が変わってくるため、個別での状況把握は非常に難しいインフラでもあります。安全性に支障をきたさぬよう、定期的に点検・診断を実施し、計画的な施設管理を行う必要があります。

(2) 管理の基本方針

- 道路の計画的な点検・診断を行い、予防保全型の維持管理に努めます。
- 住宅街や大型車などの通行が多い生活道路では、安全性確保を最優先し、舗装や道路付属物等の点検を行った上で修繕に向けた計画の策定を検討します。
- 施設管理の効率化と道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

2. 橋りょう

(1) 現況と課題

本町は町道48橋、農道2橋の合計50の橋りょうを管理しています。今後、老朽化対策や架替工事など大きな費用の発生が予測されるため、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき中長期的な修繕を推進しています。

(2) 管理の基本方針

- 橋りょうの維持管理は長寿命化を最優先とします。多年にわたり良好な状態に保つため、維持管理としてパトロールや清掃など定期的を実施します。
- 定期的に予防的な修繕等を実施し、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

3. 簡易水道

(1) 現況と課題

○水道施設は町民生活を支える重要なライフラインであるため、今後の施設及び管路の維持管理に向けた修繕の計画的推進のほか、耐震化も含めた施設改良への取組が必要となっています。

○平成27年度にアセットマネジメント計画を策定し、配水池、計装設備及び管路を法定耐用年数よりも長寿命化して利用する方向で更新計画を進めています。

○配水池の今後の耐震化に向けて令和3年度に診断を実施しています。

(2) 管理の基本方針

- 日常管理については、トータルコストの縮減を目指して点検・診断等を行うとともに安全確保に努めます。
- 点検・診断等の履歴は集積・蓄積し、修繕計画の見直しに反映するとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに活かします。
- 設備や機器は予防保全を基本とし、機器更新や修繕等により設備の長寿命化を推進します。

4. 農業集落排水

(1) 施設の概要

施設名称	延床面積 (㎡)	建築 年度	耐用 年数	老朽度 (%)	耐震 基準	耐震 診断	耐震化 要否
妹背牛町浄化センター	1,181.29	1993	38	61	新	不要	不要
第1真空ステーション	124.36	1993	38	61	新	不要	不要
第2真空ステーション	150.16	1993	38	61	新	不要	不要
第3真空ステーション	112.46	1995	38	55	新	不要	不要
中継ポンプステーション	37.50	1993	38	61	新	不要	不要
計	1,605.77						

※令和4年3月末現在

(2) 現況と課題

- 本町では、妹背牛町浄化センターと4か所のポンプステーション及び管路設備を維持管理しています。
- 妹背牛町浄化センターとポンプステーションは平成27年度から令和元年度にかけて機械・電気設備の更新を行っているほか、その他の設備も定期的に更新及び修繕を行い、施設の延命化を図っています。

(3) 管理の基本方針

- 令和元年度に策定した最適整備構造に基づき、汚水処理施設全般における機器類の適正な維持管理を引き続き行います。
- 日常管理については、ランニングコストの縮減を第一に考え、点検・診断等を行い、早期に設備の異状を把握し、重大事故を未然に防ぐように努めます。

妹背牛町公共施設等総合管理計画
《令和3年度改訂版》

〒079-0592

北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛 5200 番地

妹背牛町総務課財務グループ

TEL0164-32-2411／FAX 0164-32-2290

公式ウェブサイト <http://www.town.moseushi.hokkaido.jp/>
